

事業報告書

(令和6事業年度)

自 令和 6年4月 1日

至 令和 7年3月31日

一般社団法人 国立大学協会

令和6年度事業報告書

令和6年度における本協会の事業概要を次のとおり報告する。

1 諸会議の開催状況

(1) 総会

令和 6年 6月12日	第1回通常総会
令和 6年 9月 4日- 9月11日	書面審議（国立大学協会理事の選任について、諸規則の一部改正について、カナダ大学協会との協定について）
令和 6年11月 8日	第2回通常総会
令和 7年 1月22日	第3回総会
令和 7年 3月 5日	第4回通常総会

(2) 理事会、常任理事会及び政策会議

理事会

令和 6年 4月 1日	書面審議（国立大学協会副会長の選定等について）
令和 6年 4月23日	第1回
令和 6年 5月20日	第2回
令和 6年 7月 3日	第3回
令和 6年 8月21日- 8月27日	書面審議（国立大学協会理事の選任について、諸規則の一部改正について）
令和 6年10月11日	第4回
令和 6年12月11日	第5回
令和 6年12月23日-12月27日	書面審議（諸規則の一部改正等について）
令和 7年 2月14日	第6回

常任理事会

なし

政策会議

令和 6年 4月23日	第1回
令和 6年 5月20日	第2回
令和 6年 7月 3日	第3回
令和 6年10月11日	第4回
令和 6年12月11日	第5回
令和 7年 2月14日	第6回

(3) 各委員会等（専門委員会、小委員会、ワーキンググループ等を含む。）

入試委員会

令和 6年 5月 8日	入試委員会（第1回）
令和 6年 6月14日- 6月21日	書面審議（「国立大学の2025年度入学者選抜についての実施要領」（改定案）について、「2025年度国立大学の入学者

選抜についての各大学における入試業務上の留意点」(案)について、「2025年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領」(案)について)

令和 7年 1月20日- 1月23日 書面審議 (令和7年度 (2025年度) 入試委員会活動計画案について)

令和 7年 3月10日 入試委員会 (第2回)

教育・研究委員会

令和 6年 4月11日- 4月19日 書面審議 (障害のある学生に対する教育及び就職の状況に関するアンケートについて)

令和 6年 4月25日- 5月 9日 男女共同参画小委員会 (書面審議) (国立大学における男女共同参画の推進状況に関する調査 (第21回) について)

令和 6年10月 7日-10月16日 書面審議 (教育・研究委員会 各小委員会委員について)

令和 6年12月 5日 男女共同参画小委員会 (第1回)

令和 6年12月16日-12月25日 書面審議 研究小委員会 (令和7年度 (2025年度) 活動計画案について)

令和 6年12月18日-12月25日 書面審議 教育・学生小委員会 (令和7年度 (2025年度) 活動計画案について)

令和 7年 1月10日 教育・研究委員会 (第1回) (国際交流委員会と合同開催)

令和 7年 1月10日- 1月23日 書面審議 (令和7年度 (2025年度) 事業計画・活動計画案について、国立大学における男女共同参画推進の実施に関する第21回追跡調査報告書案について)

大学評価委員会

令和 6年 9月 9日 大学評価委員会 (第1回)

令和 6年12月11日-12月25日 書面審議 (令和7年度 (2025年度) 活動計画案について)

国際交流委員会

令和 6年 4月30日 国際交流委員会 (第1回)

令和 6年 5月 7日- 5月13日 書面審議 (「国立大学グローバル化アクションプラン (仮)」及び「海外大学団体との協定及び交流事業に関する基本的考え方」の策定について)

令和 6年 6月13日- 6月19日 書面審議 (カナダ大学協会 (Universities Canada: UC) との協定について)

令和 6年 8月 7日- 8月19日 書面審議 (日豪交流事業の実施について)

令和 6年 9月 2日 国際交流委員会 (第2回)

令和 6年 9月20日- 9月26日 書面審議 (フォローアップ調査について)

令和 7年 1月10日 国際交流委員会 (第3回) (教育・研究委員会と合同開催)

経営委員会

令和 6年 4月 9日- 4月15日 書面審議 (経営委員会及び財務・施設小委員会、病院経営小委員会専門委員の選任について)

令和 6年 7月24日- 7月31日 書面審議 人事労務小委員会 (障害者雇用及び高年齢者

	雇用に関する調査の実施について)
	書面審議 病院経営小委員会 (「国立大学附属病院の経営問題に関する第2 1次アンケート調査」について)
令和 6年 8月20日	病院経営小委員会 (第1回)
令和 6年10月 1日-10月 7日	書面審議 (経営委員会小委員会の構成について)
令和 6年11月25日-11月29日	書面審議 人事労務小委員会 (人件費等に関する調査の実施について)
令和 7年 1月17日	病院経営小委員会 (第2回)
令和 7年 2月 7日	経営委員会 (第1回)・人事労務小委員会 (第1回)・財務・施設小委員会 (第1回) 合同開催

広報委員会

令和 6年 4月 8日- 4月12日	書面審議 (広報委員会専門委員について)
令和 6年 5月14日- 5月21日	書面審議 (広報誌「国立大学」第72号「Challenge! 国立大学」の掲載大学について)
令和 6年 6月26日	広報委員会 (第1回)
令和 6年 8月29日- 9月 5日	書面審議 (広報誌「国立大学」第73号「Challenge! 国立大学」の掲載大学について)
令和 6年10月28日	広報委員会 (第2回)
令和 6年12月20日-12月26日	書面審議 (広報誌「国立大学」第74号「Challenge! 国立大学」の掲載大学について)
令和 7年 1月23日- 1月31日	書面審議 (令和7年度広報事業計画について)
令和 7年 2月13日- 2月26日	書面審議 (令和7年度以降の広報誌「国立大学」の制作について)
令和 7年 3月 3日	広報委員会 (第3回)

事業実施委員会

令和 6年 6月 6日	ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ (UDWS) ファシリテーター会議 (第1回)
令和 6年10月 1日-10月 4日	書面審議 (令和7年度国立大学法人総合損害保険の基本方針 (案) 及び新規火災事故発生時の事故報告及び現地調査 (案) について)
令和 7年 1月15日	事業実施委員会 (第1回)
令和 7年 3月 4日	研修企画小委員会 (第1回)
令和 7年 3月 4日	ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ (UDWS) ファシリテーター会議 (第2回)

国立大学法人総合損害保険運営委員会

令和 6年 9月30日	国立大学法人総合損害保険運営委員会 (第1回)
令和 6年 9月30日	書面審議 (国立大学法人総合損害保険の運営及び改善に関する意見書 (案) 及び新規火災事故発生時の事故報告及び現地調査 (案) について)

適格性審査会

令和 6年 5月23日- 5月27日	書面審議 (適格性審査および理事推薦依頼一覧表の追加提出について)
--------------------	-----------------------------------

令和 6年11月 6日-11月11日 書面審議（理事推薦依頼一覧表の提出について）
令和 6年12月24日 適格性審査会（第1回）（定例）
令和 7年 1月20日- 1月23日 書面審議（適格性審査について）
令和 7年 2月19日- 2月21日 書面審議（適格性審査および理事推薦依頼一覧表の追加提出について）

政策研究所

令和 6年 6月 5日 国立大学協会政策研究所 研究会（第1回）
令和 7年 2月12日 政策研究所運営委員会（第1回）

地域と国の発展を支え世界をリードする国立大学の機能強化を促進するガバナンス制度改革ワーキンググループ

令和 6年 5月15日 第18回

第4期中期目標期間における運営費交付金検討ワーキンググループ

令和 6年 6月13日 運営費交付金に係る評価検討部会（第1回）

わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像に関するワーキンググループ

令和 6年 4月19日 第7回
令和 6年 5月17日 第8回
令和 6年 6月21日 第9回
令和 6年 7月 3日 第10回
令和 6年 7月22日 第11回
令和 6年 8月26日 第12回
令和 6年 9月24日 第13回
令和 6年11月12日 第14回
令和 6年12月25日 第15回
令和 7年 1月24日 第16回
令和 7年 2月 7日 第17回

組織運営体制等検討ワーキンググループ

令和 6年11月11日 第1回
令和 6年11月25日-11月29日 第2回（書面審議）
令和 7年 1月15日 第3回

(4) その他の会議等

なし

2 役員等の人事

(1) 理事、監事及び会長補佐の異動状況

〔別紙1のとおり〕

(2) 委員会委員の異動状況

〔別紙2のとおり〕

(3) 各国立大学法人からの出向職員を中心とする事務局体制

〔別紙3のとおり〕

3 事業の執行状況

(1) 意見、提言、要望書等の提出、面談等

令和 6年 6月 7日 国立大学協会声明—我が国の輝ける未来のために—〔別添1〕

令和 6年 8月23日 予算・税制改正の要望書提出〔別添2〕

(国公立大学振興議員連盟執行部・加盟議員等、文部科学大臣・文部科学省幹部)

令和 6年 8月23日 武見厚生労働大臣と意見交換(全国医学部長病院長会議)

令和 6年 8月27日 国公立大学振興議員連盟総会(第28回)

令和七年度予算における国公立大学法人関係予算の拡充等に関する決議〔別添3〕

(今枝文部科学副大臣)

令和 6年10月22日 予算・税制改正の要望書提出

(公明党文部科学部会長)

令和 6年12月17日 国公立大学振興議員連盟総会(第29回)

令和七年度予算における国公立大学法人関係予算の拡充等に関する決議〔別添4〕

(武部文部科学副大臣)

令和 7年 1月 7日 福岡厚生労働大臣と意見交換(全国医学部長病院長会議、日本医師会)

令和 7年 3月31日 わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像(公表)〔別添5〕

(2) 各会員への通知等

- ・「国立大学の2026年度入学者選抜についての実施要領」について(通知)
(令和6年6月12日付 各国立大学長宛(大学院大学を除く) 入試委員会委員長)
- ・「国立大学グローバル化アクションプラン—国際社会における共創へのリーダーシップを発揮するために—」(NUGLAP: National Universities Global Leadership Action Plan)について(通知)(令和6年6月13日付 各国立大学宛 国際交流委員会)
- ・国立大学法人ガバナンス・コードの改訂・公表及び国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等の報告について(報告)(令和6年6月25日付 各国立大学長宛 会長)
- ・「2025年度国立大学入学者選抜についての各大学における入試業務上の留意点」について(通知)(令和6年7月1日付 各国立大学長宛(大学院大学を除く) 入試委員会委員長)
- ・「2025年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領」について(通知)(令和6年7月1日付 各国立大学長宛(大学院大学を除く) 入試委員会委員長)
- ・令和6年人事院勧告に伴う参考給与表等の提供について(通知)(令和6年9月25日付 各会員代表者 経営委員会委員長、人事労務小委員会委員長)

- ・「国立大学の2025年度入学者選抜についての実施要領」の改訂について（通知）
（令和6年11月12日付 各国立大学長宛（大学院大学を除く） 入試委員会委員長）
- ・令和7年度国立大学法人総合損害保険の基本方針について（通知）（令和6年11月14日付 各国立大学法人の理事長・機構長及び大学長各大学共同利用機関法人長宛 事業実施委員会委員長）
- ・国立大学附属病院の経営問題に関する第21次アンケートの調査結果について（報告）
（令和7年1月28日付 各会員・特別会員の長宛 経営委員会委員長、病院経営小委員会委員長）
- ・「2024年度障害者雇用及び高年齢者雇用に関する調査」及び「2024年度人件費等に関する調査」について（報告）（令和7年2月20日付 各会員の長宛 経営委員会委員長、人事労務小委員会委員長）

(3) 広報活動

- ・国立大学協会 概要'24（会員名簿）
- ・国立大学協会 2024（三つ折りリーフレット/和文・英文）
- ・広報誌（国立大学）の刊行（第72号～74号、別冊第22号）
- ・ホームページの掲載内容の随時更新（一般向け、会員向け）
- ・国立大学法人等職員統一採用試験に関する広報

(4) 研修事業等の実施

研 修 名	実 施 日	対 象 者	人 数
国立大学法人等部課長級研修	令和 6年 7月25日 ～ 7月26日	部長級・課長級職員	123
「CBTを活用した入学者選抜」及び「入試業務負担軽減」に係るセミナー	令和 6年 7月30日	入試を担当する理事・副学長、作題担当者、入試担当部課長、入試担当者等	200
国立大学法人トップセミナー	令和 6年 8月30日	学長、機構長	75
ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ(UDWS)	令和 6年 9月12日 ～ 9月14日	役員（学長以外）、副学長、事務局長、副理事、学長補佐、部局長・副部局長等	68
国立大学法人等担当理事連絡会議	令和 6年 6月 3日 令和 6年11月15日	理事・副学長等（人事担当）	139
国立大学法人等広報担当者連絡会	令和 6年11月26日	広報実務担当者	69
国立大学法人等若手職員勉強会	令和 6年12月 3日 ～12月 4日	若手事務職員	112
国立大学法人新任学長（就任予定者）セミナー	令和 7年 2月12日	新任及び就任予定の理事長、学長及び機構長	9
新規理事・事務局長就任予定者研修会	令和 7年 3月17日	新任及び就任予定の理事、事務局長	13

事業等名		実施日	人数
第23回大学改革シンポジウム (博士人材の活躍の促進)		令和 7年 1月16日	348
大学改革シンポジウム	<埼玉大学> さいたまの未来社会を創造する ～地域と大学で考える超高齢社会～	令和 6年 6月 2日	66
	<高知大学> 高知大学創立75周年 研究シンポジウム 「未来研究ミュージアム～冒険の扉をひらこう」	令和 6年 9月28日	325
	<九州大学> 持続可能な地域に資する政策デザインの実践 ～新しい社会のかたち～	令和 6年11月16日	168
	<滋賀医科大学> 滋賀医科大学開学50周年記念市民公開講座 「滋賀医大おうみ巡回講演会～これまでの50年、これからの50年～」	令和 6年 5月18日 令和 6年12月22日	671
レジリエント社会・地域共創シンポジウム	<福井大学> 日本一の原子力立地 福井県における防災危機管理XII 「能登地震と原子力防災：行政・民間・大学の協働」	令和 6年11月 9日	93
	<千葉大学> 災害治療学シンポジウム in千葉2024	令和 6年11月23日	117
	<宇都宮大学> 能登半島地震から学ぶインフラ対策と被災者支援 ～令和元年東日本台風から5年を経た栃木につなげる～	令和 6年12月 6日	208
	<秋田大学> 「東北地方日本海側の災害リスクと防災・減災 ～令和6年能登半島地震の経験を秋田県でどう活かすか～」	令和 6年12月 7日	121
	<鹿児島大学> 火山大噴火と地震に備える～災害を知り、地域防災力を高める～	令和 6年12月 7日	219
	<香川大学> 2024年度 香川大学危機管理シンポジウム 考えよう！あなたの暮らしのリダンダンシー ～明日はわが身。ライフラインの備えについて一緒に考えてみませんか！～	令和 6年12月 9日	210
	<愛知教育大学> 地域社会と共に創る防災学習とまちづくり —レジリエント社会の実現を目指して—	令和 6年12月21日	80
	<名古屋大学> 防災人材交流シンポジウム『つなぎ舎』	令和 7年 1月11日	282
	<神戸大学> 阪神・淡路大震災30年シンポジウム	令和 7年 1月11日	340
	<大分大学> 災害時の避難所DX推進に向けて～デジタル技術によっていのちと みらいを守る避難所づくりを考える	令和 7年 1月13日	54
	<金沢大学> 令和 6年能登半島地震調査・支援活動報告会	令和 6年 7月21日 令和 7年 1月25日	385
	<岩手大学地域防災研究センター> 地域から復興の経験を学ぶ—防災／復興姉妹集落構築に向けて	令和 6年10月26日 令和 7年 1月26日	110

	<愛媛大学> 第3回愛媛大学大学院地域レジリエンス学環シンポジウム 人口減少社会でもいきいきと輝く地域社会の条件とは～四国・愛媛から発信する『縮充型地域社会』の実現に向けて～	令和 7年 1月29日	180
国際 交 流 事 業	カナダ大学協会 (Universities Canada) との協定書受渡式	令和 6年11月22日	8
	ドイツ大学学長会議 (HRK) 国大協来訪・意見交換	令和 6年11月22日	10
	国大協及びオーストラリア大学協会 (Universities Australia) 共催「日豪研究協カフォーラム」	令和 6年11月28日	36
国立大学フェスタ 2024	実施期間：令和 6年 10月 1日～11月 30日（主たる期間） イベント実施件数：363件		

(5) 国立大学法人総合損害保険の運営

(令和6年度加入状況)

メニュー1 (財産保険) (総合賠償責任保険) (労働災害総合保険) (費用利益保険)	86 機関
メニュー2 (診療所賠償責任保険)	81 機関
メニュー3 (傷害保険 (役員))	86 機関
メニュー4 (ヨット・モーターボート総合保険)	51 機関

4 支部活動の状況

(1) 支部会議の開催

支 部 名	開 催 日	備 考
北海道地区	令和 6年 6月 7日	Web開催
	令和 6年11月14日	対面開催
	令和 7年 2月10日	Web開催
東北地区	令和 6年 6月 4日	対面開催
	令和 6年11月 5日	対面開催
	令和 7年 2月20日	対面開催
東京地区	令和 6年 5月16日	Web開催
	令和 6年 8月 8日	対面開催
	令和 7年 2月14日	Web開催
関東・甲信越地区	令和 6年 5月14日	対面開催
	令和 6年 9月27日	対面開催
	令和 7年 2月 4日	対面開催

東海・北陸地区	令和 6年 4月25日 令和 6年11月14日 令和 7年 2月10日	対面開催 Web開催 Web開催
近畿地区	令和 6年 5月13日 令和 6年10月 7日 令和 7年 1月27日	対面開催 対面開催 対面開催
中国・四国地区	令和 6年 5月29日 令和 6年10月21日 令和 7年 2月27日	ハイブリッド開催 対面開催 対面開催
九州地区	令和 6年 5月14日 令和 6年 9月10日 令和 7年 1月31日	対面開催 対面開催 対面開催

(2) その他の事業

各支部会議が主催する研修事業、情報交換会等が実施された。

5 その他の活動

(1) 関係団体等の諸会合への参加

ア 就職関係

- 令和 6年 4月23日 採用と大学教育の未来に関する産学協議会（第8回）
- 令和 6年 5月29日 就職問題懇談会（第1回）
- 令和 6年 7月17日 採用と大学教育の未来に関する産学協議会幹事会（第7回）
- 令和 6年 7月29日 第2回就職問題懇談会
- 令和 6年10月18日 採用と大学教育の未来に関する産学協議会採用・インターンシップ分科会（第1回）
- 令和 6年11月15日 博士人材に関する産学協議会合（第1回）
- 令和 6年11月25日 採用と大学教育の未来に関する産学協議会採用・インターンシップ分科会（第2回）
- 令和 6年11月25日 第3回就職問題懇談会
- 令和 7年 1月17日 博士人材に関する産学協議会合（第2回）
- 令和 7年 2月19日 博士人材に関する産学協議会合（第3回）
- 令和 7年 2月27日 採用と大学教育の未来に関する産学協議会採用・インターンシップ分科会（第3回）
- 令和 7年 3月10日～3月21日 第4回就職問題懇談会（メール審議）
- 令和 7年 3月26日 第5回就職問題懇談会

イ 研究インテグリティ・研究セキュリティ関係

- 令和 7年 3月12日 「研究セキュリティシンポジウム～研究の自由、透明性、開放性と研究セキュリティの両立のために～」(科学技術振興機構)

ウ 国際関係

- ・ J A C U I E（国公立大学団体国際交流担当委員長協議会）関係

令和 6年 5月 9日 日韓学長会議「Korea-Japan University Presidents' Forum」
令和 7年 1月15日 国公立大学団体国際交流担当委員長協議会（JACUIE）（第20回）

・ **IAU（アジア太平洋大学交流機構）関係**

令和 6年11月22日-11月24日 IAU 2024 International Conference

・ **UMAP（アジア太平洋大学交流機構）関係**

令和 6年 3月22日- 4月 5日 令和5年度UMAP日本国内委員会（第2回）（書面審議）

令和 6年10月25日 UMAP国際理事会

令和 6年12月19日-12月24日 令和6年度UMAP日本国内委員会（第1回）（書面審議）

令和 7年 3月17日- 3月31日 令和6年度UMAP日本国内委員会（第2回）（書面審議）

エ 著作権関係

令和 6年 6月18日 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム（第1回）

オ その他

令和 6年 4月22日 高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議（第2回）

令和 6年 5月24日 高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議（第3回）

令和 6年 6月17日 高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議（第4回）

令和 6年10月 9日 Sweden- Japan Days at OIST（日本・沖縄）

令和 6年10月13日 2024 International Forum on Higher Education(中国・北京)

令和 6年12月 3日 男女共同参画推進連携会議 全体会議

(2) 報告書等の刊行等

- ・ 2023年度国立大学法人基礎資料集
- ・ 国立大学協会 概要'24（会員名簿）
- ・ 国立大学協会 2024（三つ折りリーフレット/和文・英文）
- ・ 国大協広報誌「国立大学」第72～74号
- ・ 国大協広報誌「国立大学」別冊『データで見る国立大学』
- ・ 政策研究所レター第1～3号
- ・ 国立大学法人職員必携（令和6年版）
- ・ 国立大学における男女共同参画推進の実施に関する第21回追跡調査報告書

(3) 要望書等の受理

令和 6年 6月12日 「公正な入学者選抜」の実施について（依頼）

令和 6年 7月23日 産業教育の振興に関する要望書

令和 6年 7月23日 専門高校生徒の進学機会の拡大等に関する要望書

令和 6年 9月30日 家庭に関する学科等で学ぶ生徒の進学機会の拡大等についての要望書

令和 6年10月30日 第66回全国産業教育振興大会（栃木大会）における大会決議について

令和 7年 2月13日 令和6年度国立大学法人夜間教育実施大学学部長・第二部主事会議要望書及び議事録

(4) 外国からの訪問者（団体）対応

令和 6年 5月13日 全南大学（全国国・公立大学校総長協議会）来訪

6 後援名義等の使用許可の状況

	事業名称	許可期間	申請団体等
後援	2024年度 NPO法人学生文化創造 学生支援相談事業	令和 6年 3月21日～ 令和 6年12月31日	特定非営利活動法人学生文化創造
	第19回 全国大学入学者選抜研究連絡協議会大会	令和 6年 5月23日～ 令和 6年 5月25日	独立行政法人大学入試センター
	第21回 全国大学コンソーシアム研究交流フォーラム	令和 6年 5月 8日～ 令和 6年 9月 8日	全国大学コンソーシアム協議会
	技術英語能力検定	令和 6年 4月26日～ 令和 7年 3月31日	公益社団法人日本技術英語協会
	第22回 男女共同参画学協会連絡会シンポジウム	令和 6年10月12日	男女共同参画学協会連絡会
	DIVERSITY CAREER FORUM 2024	令和 6年10月19日～ 令和 6年10月20日	特定非営利活動法人 ReBit
	サイエンスアゴラ2024（年次総会）	令和 6年10月26日～ 令和 6年10月27日	国立研究開発法人科学技術振興機構
	第18回 大学のグローバル戦略シンポジウム（UGSS2024）	令和 6年11月 1日	みずほ証券株式会社
	令和6年度 女性活躍推進セミナー	令和 7年 2月 5日～ 令和 7年 2月14日	独立行政法人国立女性教育会館
	The Asian Conference on Safety and Education in Laboratory 2024	令和 6年11月21日～ 令和 6年11月30日	ACSEL2024実行委員会
	2024年度全国公正研究推進会議	令和 7年 2月12日～ 令和 7年 3月31日	一般財団法人公正研究推進協会
共催	なし		
協賛	なし		

7 監事の監査、会計事務所の確認状況

業務監査

監事の田野俊一電気通信大学長、伊藤正明三重大学長が、令和6事業年度に開催された各理事会に出席し、業務の執行状況を確認した。

また、令和7年5月12日・13日に令和6事業年度における事業報告書（案）に基づき、田野俊一電気通信大学長、伊藤正明三重大学長が業務監査を実施した。

会計監査

出塚会計事務所による定期的な会計書類の確認等とともに、令和7年5月1日に令和6事

業年度における会計書類の確認が行われた。

これに基づき、令和7年5月12日・13日に令和6事業年度における会計監査を実施した。

8 登記・届出事項

- ・東京法務局 変更登記（理事及び代表理事の変更）
（登記年月日：令和 6年 4月19日）
- 変更登記（監事の変更）
（登記年月日：令和 6年 6月 3日）
- 変更登記（監事の変更）
（登記年月日：令和 6年 6月 3日）
- 変更登記（理事及び代表理事の変更）
（登記年月日：令和 6年11月25日）
- 変更登記（監事の変更）
（登記年月日：令和 6年12月 9日）

一般社団法人 国立大学協会
理事、監事及び会長補佐の異動状況（令和 6 年度）

役 職	氏 名（所 属 等）	異動年月日	異動事由
理事（副会長）	益 一 哉（東京工業大学長）	令和 6. 4. 1	就任（副会長）
理 事	富 永 悌 二（東北大学長）	令和 6. 4. 1	就任
理 事	松 岡 尚 敏（宮城教育大学長）	令和 6. 4. 1	就任
会長補佐	浅 井 祥 仁（高エネルギー加速器研究機構長）	令和 6. 4. 1	就任
監 事	寺 嶋 一 彦（豊橋技術科学大学長）	令和 6. 5. 21	退任
理事（副会長）	益 一 哉（東京工業大学長）	令和 6. 9. 30	退任（副会長）
理 事	田中 雄二郎（東京医科歯科大学長）	令和 6. 9. 30	退任
理 事	藤 井 輝 夫（東京大学長）	令和 6. 10. 1	就任
理 事	大 竹 尚 登（東京科学大学理事長）	令和 6. 10. 1	就任
理事（副会長）	湊 長 博（京都大学長）	令和 6. 10. 11	就任（副会長）
監 事	伊 藤 正 明（三重大学長）	令和 6. 11. 8	就任
理事（専務理事）	位 田 隆 一（前滋賀大学長）	令和 7. 3. 31	退任（専務理事）
理 事	林 佳 世 子（東京外国語大学長）	令和 7. 3. 31	退任
理 事	上 田 孝 典（福井大学長）	令和 7. 3. 31	退任
理 事	西尾 章治郎（大阪大学長）	令和 7. 3. 31	退任
理 事	中 島 廣 光（鳥取大学長）	令和 7. 3. 31	退任

一般社団法人 国立大学協会
委員会委員の異動状況（令和6年度）

委員会名	氏名（所属等）	異動年月日	異動事由
入試委員会	松田 瑞史（室蘭工業大学長）	令和6.4.1	就任
	高田 将志（奈良女子大学長）	令和6.4.1	就任
	林 佳世子（東京外国語大学長）	令和7.3.31	退任
	中島 廣光（鳥取大学長）	令和7.3.31	退任
	今野 弘之（浜松医科大学長）	令和7.3.31	退任
教育・研究委員会	益 一哉（東京工業大学長）	令和6.4.1	就任
	富永 悌二（東北大学長）	令和6.4.1	就任
	吉本 昌広（京都工芸繊維大学長）	令和6.4.1	就任
	寺嶋 一彦（豊橋技術科学大学長）	令和6.5.21	退任
	若原 昭浩（豊橋技術科学大学長代行） （同学長 令和7.1.1～）	令和6.5.22	就任
	益 一哉（東京工業大学長）	令和6.9.30	退任
	大田 弘子（政策研究大学院大学長）	令和6.10.1	就任
大学評価委員会	南谷 佳弘（秋田大学長）	令和6.4.1	就任
	横手 幸太郎（千葉大学長）	令和6.4.1	就任
	大谷 浩（島根大学長）	令和6.4.1	就任
	西尾 章治郎（大阪大学長）	令和7.3.31	退任
	加治佐 哲也（兵庫教育大学長）	令和7.3.31	退任
国際交流委員会	西田 睦（琉球大学長）	令和7.3.31	退任
経営委員会	榮坂 俊雄（北見工業大学長）	令和6.4.1	就任
	小畑 誠（名古屋工業大学長）	令和6.4.1	就任
	大竹 尚登（東京科学大学理事長）	令和6.10.1	就任

委員会名	氏名 (所属等)	異動年月日	異動事由
	佐野 輝 (鹿児島大学長)	令和 7. 3. 31	退任
広報委員会	松岡 尚敏 (宮城教育大学長)	令和 6. 4. 1	就任
	位田 隆一 (国立大学協会専務理事)	令和 7. 3. 31	退任
事業実施委員会	梅原 出 (横浜国立大学長)	令和 6. 4. 1	就任
	受田 浩之 (高知大学長)	令和 6. 4. 1	就任
	上田 孝典 (福井大学長)	令和 7. 3. 31	退任

一般社団法人国立大学協会 事務局体制

2025年3月31日現在

専務理事
位田 隆一（専）

常務理事・事務局長
村田 善則（専）

事務局長
箱田 規雄（専）

総務部長
廣 優二（東京）

総務部次長
藤澤 和寛（専）

主幹（広報、政策研究所、事業実施）
廣 優二（東京）
※総務部長兼任

企画部長
神宮 孝治（東京）

企画部次長兼主幹（教育・研究・評価、入試）
高橋 浩太郎（筑波）

企画部次長
河原 洋祐（東科）

企画部次長
吉田 雅彦（東京）

主幹（国際交流、経営）
橋本 直子（京都）

主任（総務、財務）
山本 陽子（専）

主幹付（総務、財務）
諸岡 真吾（鳥根）

主幹付（総務、財務）
三苜 圭美（九州）

事務補佐員
岡田 志摩（専）

主任（広報、政策研究所、事業実施）
南岡 宏樹（大阪）

主幹付（広報、政策研究所、事業実施）
岩田 育実（滋賀）

主幹付（広報、政策研究所、事業実施）
砂田 沙耶子（筑波）

主幹付（広報、政策研究所、事業実施）
前川 晴奈（福井）

主幹付（広報、政策研究所、事業実施）
四方 友季子（宇都宮）

主幹付（広報、政策研究所、事業実施）
武井 健太郎（群馬）

専門職員（教育・研究・評価、入試）
川原 誉史（山形）

主任（教育・研究・評価、入試）
武内 未来（和歌山）

主幹付（教育・研究・評価、入試）
勝田 潤（茨城）

主幹付（教育・研究・評価、入試）
中西 謙介（神戸）

主幹付（教育・研究・評価、入試）
森川 陽菜（名古屋）

主幹付（教育・研究・評価、入試）
中村 優花（佐賀）

専門職員（国際交流、経営）
清水 佑樹（長崎）

主幹付（国際交流、経営）
武田 奈緒（東北）

主幹付（国際交流、経営）
丸山 はるか（信州）

主幹付（国際交流、経営）
永井 香那（北海道）

再雇用（国際交流、経営）
出口 夏実（専）

総会
理事会
政策会議

広報委員会
政策研究所

事業実施委員会
総合損害保険運営委員会

教育・研究委員会
大学評価委員会

入試委員会

国際交流委員会

経営委員会
適格性審査会

別添資料

- 別添1 国立大学協会声明—我が国の輝ける未来のために—
- 別添2 予算・税制改正要望書
- 別添3 令和七年度予算における国公立大学法人関係予算の拡充等に関する決議
- 別添4 令和七年度予算における国公立大学法人関係予算の拡充等に関する決議
- 別添5 わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像

国立大学協会声明

-----我が国の輝ける未来のために-----

令和6年6月7日

一般社団法人 国立大学協会理事会

1. 国立大学の覚悟

天然資源に乏しい我が国にとって、最も重要なのは人材であり、社会と産業を動かす科学技術の進歩です。大学は、高い能力と見識を備え、未来を創造する人材の育成と、高度で先端的な研究の推進に重要な役割を果たしてきました。その中でも国立大学は、創設以来、世界最高水準の教育研究の実施や重要な学問分野の継承・発展、すべての都道府県に設置され全国的な高等教育の機会均等の確保、グローバル人材の育成といった役割を担ってきました。これからも国立大学は、我が国の研究力の源であって、我が国全体の、そして各地域の文化、社会、経済を支える拠点であり、産業、教育、医療、福祉などに十全の責務を負っていく覚悟です。

2. 国立大学を取り巻く財務状況の悪化

国家予算が厳しさを増すにつれ、国立大学の活動を支える基盤経費（運営費交付金）は減額されたままです。加えて、社会保険などの経費の上昇、近年の物価高騰、円安などにより基盤経費を圧迫し、実質的に予算が目減りし続けています。また、働き方改革の実現のため、大学教職員、学校教員や医師を確保する必要も出てきました。その中にも質の高い教育研究活動を維持・向上していくために、寄付金などの外部資金や自ら収入を増やす努力も進めています。そうして、我が国の課題、また地球規模の課題の解決に、教育と研究を通じて全力で取り組んできました。

しかし、もう限界です。

3. 輝ける未来への協働

我が国の教育研究の根幹をなす86の国立大学は、輝ける未来に向けて、以下のことに取り組みます。

- ①博士人材などの高度人材の養成をさらに進め、輝ける未来創造を牽引します。
- ②社会人や女性、外国人など多様な人材を受入れ、多様性の時代を牽引します。
- ③全国の大学進学率の向上に努め、国全体の知のレベルを上げて、地域社会とグローバル社会を牽引します。

4. 国民の皆様へのお願い

このように、国立大学はこれまで以上に大きな役割を果たして、我が国全体のさらなる発展を支え、豊かな社会を実現していこうとしています。国立大学の担うこのミッションは、国や地域、産業界や自治体を含む社会全体、そして国民の皆様一人ひとりに、積極的に参加いただき、ともに協力していくことにより、実現していくことができます。

国立大学の危機的な財務状況を改善し、我が国の輝ける未来を創り出すために、皆様の理解と共感、そして力強い協働をお願いする次第です。

(参考)

一般社団法人 国立大学協会理事会メンバー：永田恭介（筑波大学長）、實金清博（北海道大学長）、藤澤正人（神戸大学長）、益一哉（東京工業大学長）、佐々木泰子（お茶の水女子大学長）、西川祐司（旭川医科大学長）、富永悌二（東北大学長）、松岡尚敏（宮城教育大学長）、田中雄二郎（東京医科歯科大学長）、林佳世子（東京外国語大学長）、梅原出（横浜国立大学長）、牛木辰男（新潟大学長）、和田隆志（金沢大学長）、上田孝典（福井大学長）、松尾清一（東海国立大学機構長）、湊長博（京都大学長）、西尾章治郎（大阪大学長）、中島廣光（鳥取大学長）、河村保彦（徳島大学長）、仁科弘重（愛媛大学長）、石橋達朗（九州大学長）、兒玉浩明（佐賀大学長）、小川久雄（熊本大学長）、田野俊一（電気通信大学長）、藤井輝夫（東京大学長）、中野聡（一橋大学長）、岡本幾子（大阪教育大学長）、塩崎一裕（奈良先端科学技術大学院大学長）、越智光夫（広島大学長）、浅井祥仁（高エネルギー加速器研究機構長）、位田隆一（専務理事・前滋賀大学長）、村田善則（常務理事・事務局長）

国大協企画第24号
令和6年8月23日

文部科学大臣
盛山正仁 殿

一般社団法人 国立大学協会
会長 永田 恭介

**令和7年度予算における国立大学関係予算の充実及び
税制改正等について(要望)**
---我が国の輝ける未来のために---

国立大学は創設以来、高い能力と見識を備え未来を創造する人材の育成と、高度で先端的な研究の推進に中心的役割を果たしてきました。とりわけすべての都道府県に設置され、全国的な高等教育の機会均等の確保の下で、世界最高水準の教育の提供、最先端の科学研究の推進、基幹となる学問分野の継承・発展、さらには世界で活躍するグローバル人材の育成といった役割を担ってきました。

我が国は今、国際情勢の不安定化に伴うエネルギー価格や原料価格の上昇、さらに急激な円安を背景とした物価高騰に見舞われ、急速な少子高齢化・人口減少など、様々な課題を抱えています。このような状況においても、我が国が持続可能な成長を遂げ、豊かな社会を実現していくためには、成長を支える高度人材の育成や留学生を含む多様な人材の受入れ、社会人のリカレント・リスキリング教育など、重要な責務を担う国立大学への投資を大幅に拡充し、我が国全体の知の総和を維持・向上させ、国際競争力を飛躍的に増大することが重要です。

国立大学は、我が国の輝ける未来のため、教育・研究・社会貢献の一層の機能強化を図るとともに、これからも我が国の発展の源であり、文化、社会、経済を支える拠点として、産業、教育、医療、福祉など、あらゆる分野に十全の責務を負い続ける覚悟です。

I 基盤的経費の拡充

国立大学が今後も国民の期待に応え、**優秀な人材を輩出していくための未来への投資として、基盤的経費である運営費交付金の拡充**を求めます。法人化以降、運営費交付金は減額されたままであり、各国立大学は消費税率引上げや社会保険料の上昇など義務的経費増への対応を余儀なくされ、さらに昨今の光熱費の高騰と急激な物価上昇、円安なども加わり、実質的に予算が目減りし続け、基盤的経費を大きく圧迫しています。このような状況下でも、国立大学は外部資金等の自己収入増などの経営努力も進めてきましたが、その財務状況は危機的であり、もはや限界です。**附属病院の医師や附属学校の教員の働き方改革を進めながら、教育・研究の質を維持・向上させ**、さらには優秀な外国人研究者招へいなどにより、国際競争力を高めていくためにも、**運営費交付金の拡充を強く求めます**。また、運営費交付金の一部を毎年度、共通指標に基づき傾斜配分する仕組みは、中長期的な見通しを持った責任ある大学経営を困難にするのみならず、各大学が一律に指標の評価値の向上に注力する結果、国立大学の多様性を損なう恐れがあり、見直しを求めます。仮に、共通指標により大学改革の進展への取組を評価するのであれば、運営費交付金に上積み（現行予算の外枠）する形とし、インセンティブを与える措置とするよう要望いたします。

グローバル化を進める国立大学のキャンパスやその施設・設備は、地域における人材育成拠点、産学連携のハブ、医療拠点のみならず防災拠点等としての役割をも果たしています。**国立大学が地域や産業界と連携・共創する拠点となるイノベーション・コモンズ（共創拠点）の実現に向けて、安全・安心で魅力的なキャンパス整備や、昨今の資材高騰等による工事費増大に対応するため、施設整備費補助金の拡充**を求めます。

国立大学附属病院については、地域のリーディング・ホスピタルであり、また地域医療の最後の砦であることから、革新的医療のための研究基盤設備整備や医療 DX 対応、医療機器の継続的な更新等、診療と教育・研究を両立しながらその機能の維持・向上を図るため、**大学病院の特性を考慮した省庁の垣根を越えた確実な財政措置**を強く求めるとともに、医師の働き方改革を実現しながら教育・研究の時間を確保するために**必要な財政支援と柔軟な制度運用**を要望します。

加えて、基礎から応用まであらゆる学術研究の独創性と多様性を堅持し、発展させることは我が国の研究振興の根幹であり、それを支える**科学研究費助成事業（科研費）等の競争的資金の拡充**をお願いいたします。

II 重点政策による支援強化

技術革新と社会の変化が急速な現代社会において、博士人材は新たな知を創造し、社会にイノベーションをもたらすことができる重要な存在です。**優秀な博士人材の輩出と活躍促進のため、修士課程も含めた大学院生に対する支援の拡充**が不可欠で

す。加えて、我が国の博士課程学生の約7割が在籍する国立大学において魅力ある研究環境を整備するための支援を求めます。また、**産官学の連携による博士人材の活躍の場の拡充**もお願いいたします。さらに、教育費の一層の負担軽減のために、授業料後払い制度の本格的な導入の検討も要望いたします。

さらに、全都道府県に設置された国立大学は、全国的な高等教育の機会均等の確保と、我が国全体、そして各地域の文化、社会、経済を支える拠点として重要な役割を担ってきました。国立大学という知的基盤の多様性と層の厚さを一層強化するために、**「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」**（**「総合振興パッケージ」**）の**予算の拡充等、長期的で安定的な財政支援措置**を求めます。

あわせて、国立大学がさらなる国際化を推進していくために、**学生や若手研究者の海外派遣に資する渡航費や滞在費等の支援の拡充**を求めます。また、外国人留学生や研究者にも魅力ある**グローバルキャンパス整備のための支援**や、**外国人留学生の国内定着促進に向けた就職支援などの取組への支援**も要望いたします。

さらに、研究力と国際競争力の強化のためには、**国際的なジャーナルへのアクセスと論文の発表が必須**ですが、昨今のジャーナル購読料及び掲載公開料（APC）の高騰により大学や研究者の負担が増大していることから、出版社との交渉力の強化が必要であり、**国としての交渉体制の構築**を求めます。加えて、**研究費による掲載公開料の支援や大学が効率的な包括契約を可能とするための支援**、さらに、公的な研究成果公開プラットフォームとしての**機関リポジトリの充実など論文のオープンアクセス化への継続的な支援**を要望いたします。

Ⅲ 規制緩和等

各国立大学がその個性や強みを生かして教育・研究・社会貢献を展開するためには、**規制緩和を含む各種の制度的・法的基盤の整備・充実**が必要です。学生の多様性の確保とキャンパスのグローバル化を推進するために、障がいのある学生への支援の充実、留学生を含めた柔軟な学生定員管理、設置基準要件や手続きの緩和などを求めます。また、経営に関しては、**国立大学自らが、外部資金、自己収入等の拡充や資産の効果的活用・運用により財源を多様化し、さらなる経営効率化を実現することが必要**です。そのため、寄附された不動産の売却手続きや個人から寄附を受けた現物資産の換金・費消に関する規制等の緩和についてもお願いするものです。

Ⅳ 税制改正

寄附税制については、個人寄附のさらなる拡大を図るため、**税額控除の対象について一層の緩和を行い、教育・研究活動全般（附属病院における教育・研究活動を含む）の支援へと拡大**することをお願いいたします。

要望事項一覧

I 基盤的経費の拡充

- 1 国立大学法人運営費交付金の拡充
- 2 国立大学施設整備費補助金及び施設設備管理維持費の拡充
- 3 国立大学附属病院に対し、診療と教育・研究を両立しながらその機能の維持・向上を図るために、省庁の垣根を越えた確実な財政措置及び医師の働き方改革実現と教育・研究時間の確保のための財政支援や柔軟な制度運用
- 4 科学研究費助成事業（科研費）等の競争的資金の拡充

II 重点政策による支援強化

- 1 優秀な博士人材の輩出と活躍促進のため、大学院生に対する支援の拡充及び魅力ある研究環境整備のための支援、産官学の連携による博士人材の活躍の場の拡充、教育費負担軽減のための授業料後払い制度の本格的な導入の検討
- 2 総合振興パッケージの予算の拡充による地域中核・特色ある研究大学への支援
- 3 学生や若手研究者の海外派遣の促進に資する渡航費・滞在費等の支援の拡充
- 4 外国人留学生や研究者にも魅力あるグローバルキャンパス整備のための支援及び外国人留学生の国内定着促進に必要な就職支援等の取組に対する支援
- 5 国際的なジャーナルへのアクセス及び論文発表機会の確保のため、国としての交渉体制の構築、掲載公開料（APC）の継続的な支援や大学が効率的な包括契約を可能とするための支援及び公的な研究成果公開プラットフォームとしての機関リポジトリの充実などの論文のオープンアクセス化への継続的な支援

III 規制緩和等

- 1 障がいのある学生への支援の充実、留学生を含めた柔軟な学生定員管理等の実現
- 2 寄附された不動産の売却手続きや個人から寄附を受けた現物資産の換金・費消に関する規制等の緩和、その他経営効率化のために必要な規制緩和の速やかな実現

IV 税制改正

- 1 個人寄附金に係る税額控除対象を教育・研究活動（附属病院における教育・研究活動を含む）全般への支援に拡大

令和七年度予算における国公立大学法人関係予算の拡充等に関する決議

我が国は、物価の高騰や頻発する大規模災害、急速な少子化や人口減少に伴う構造的な労働力不足など様々な課題を抱えている。このような中、政府の「新しい資本主義」が目指す、豊かさや幸せを実感できる持続可能な成長を成し遂げるためには、成長を支える高度人材の育成や最先端の研究の推進のみならず、社会人一人一人のスキルアップや学び直しのためのリスキリング・リカレント教育の機会の提供などを担う国公立大学への投資を大幅に拡充し、教育・研究力及び国際競争力を飛躍的に強化することが重要である。

また、我が国が国際社会をリードし、世界の平和と安定に貢献していくために、国公立大学は一層教育・研究・社会貢献の機能強化を図り、卓越した教育・研究力を基盤として、世界や地域、社会の課題を解決し成長に繋げる人材を輩出するとともに、外国人を含む多様な学生や研究者が切磋琢磨できる環境を醸成して、国際頭脳循環を実現する必要がある。そのためにも、キャンパスのグローバル化を促進すると共に、地域の連携・共創拠点でもあり、感染症や災害の発生時等における医療体制や防災・減災の拠点ともなる国公立大学の施設・設備の整備・充実を図る必要がある。

地方に立地する国公立大学においては、地方創生のためのイノベーション拠点として、地域の特色に合わせてその強みを発揮するための財政支援と、地域や産業界との連携の強化がこれまで以上に必要である。

同時に国公立大学附属病院においては、高度先進医療の提供や医療人材の育成等の病院機能と教育研究機能を両立するとともに、医師の働き方改革を着実に進める中で、医師の派遣による地域医療への貢献を継続することが必要であり、地域医療の最後の砦としても地域のリーディング・ホスピタルとしてもその機能・役割を最大限発揮し続けるために、制度の柔軟な運用と強力な支援が不可欠である。

国公立大学がこのような責務を十分に果たすため、あらゆる機会を通じて予算を確保し、次の事項についてさらに万全を期すべきである。

- 一、近年の物価高騰、円安、人件費等の増加などの影響による危機的な財務状況を改善するため、国立大学法人運営費交付金等の基盤的経費の拡充と安定化により、世界と地域に貢献する国公立大学への支援
- 二、グローバル人材育成の強化や高等教育の更なる国際化のため、日本人学生・若手研究者の海外派遣及び外国人留学生・研究者受入れの双方の支援強化や、外国人留学生の国内定着促進に必要な支援を行うための組織整備・人員拡充に向けた財政措置
- 三、優秀な博士人材の輩出と活躍促進のため、大学院教育を改善するための支援の拡充、大学院生に対する支援の拡充及び産官学の連携による博士人材の活躍の場の拡充、また、授業料後払い制度の学部段階への本格導入の検討も含めた教育費負担の軽減策の一層の推進
- 四、研究活動の基盤となる学術研究を幅広く支える科研費等の拡充
- 五、国際的なジャーナルへのアクセス及び論文発表機会の確保のため、国としての交渉体制の構築、掲載公開料（APC）の支援、大学が効率的な包括契約締結を可能とするための支援及び機関リポジトリの充実などの論文のオープンアクセス化への継続的な支援
- 六、国公立大学附属病院における、医療提供体制強化や教育・研究の充実と医師の働き方改革の推進を可能とするために必要な財政支援及び柔軟な制度運用に加え、附属病院の特性を考慮し省庁の垣根を越えた確実な財政措置
- 七、教育・研究の基盤であり、地域や産業界との共創や災害時の防災拠点となる国公立大学が、同時にグローバル化に向けて外国人留学生や研究者に魅力あるキャンパスとなるための施設整備補助金や設備に係る財政支援の抜本的拡充
- 八、産学連携の推進及び自己資金、自己収入等の拡充、資産の効果的活用・運用により財源を多様化するための規制緩和を含む各種の制度的・法的基盤の整備・充実

右決議する。

令和六年八月二十七日

国公立大学振興議員連盟

令和七年度予算における国公立大学法人関係予算の拡充等に関する決議

我が国は、急速な少子化や人口減少に伴う労働力減少、物価の高騰や頻発する大規模災害など様々な課題を抱えている。このような中、国民一人ひとりが豊かさや幸せを実感できる持続可能な成長を成し遂げるためには、未来を創造する人材の育成や最先端の研究の推進、リスキリング・リカレント教育の提供などを担う国公立大学への財政投資を大幅に拡充し、教育・研究力及び国際競争力を飛躍的に強化することが重要である。

また、我が国が国際社会をリードし、世界の平和と安定に貢献していくために、国公立大学は一層教育・研究・社会貢献の機能強化を図り、卓越した教育・研究力を基盤として、世界や地域、社会の課題の解決に貢献する人材を輩出するとともに、外国人を含む多様な学生や研究者が切磋琢磨できる環境を醸成し、国際頭脳循環を促進する必要がある。そのためにも、キャンパスのグローバル化を進めると共に、地域の連携・共創拠点であり、感染症や災害の発生時には、医療体制や防災・減災の拠点にもなる国公立大学の施設・設備の整備・充実に必要がある。

各地域の国公立大学においては、地方創生のためのイノベーション拠点として、その強みを発揮するための財政支援と、地域や自治体・産業界との連携の強化がこれまで以上に必要である。さらに、各地方の教員養成機能を支える附属学校における機能強化のための支援も重要である。

国公立大学附属病院においては、高度先進医療の提供や医療人材の育成等の病院機能と教育研究機能を両立してきたが、目下厳しい経営状況に直面している。その中でも、医師の働き方改革を着実に進め、医師の派遣をはじめとした地域医療への貢献を継続し、地域医療の最後の砦としてもリーディング・ホスピタルとしてもその機能・役割を最大限発揮し続けるために、制度の柔軟な運用と強力な財政支援が不可欠である。

国公立大学がこのような責務を十分に果たすため、令和六年度補正予算とあわせてしっかりと予算を確保し、次の事項についてさらに万全を期すべきである。

- 一、近年の物価高騰、円安、人件費等の増加などの影響による危機的な財務状況を改善するため、国立大学法人運営費交付金等の基盤的経費の拡充と安定化により、世界と地域に貢献する国公立大学への支援
- 二、グローバル人材育成の強化や高等教育の更なる国際化のため、日本人学生・若手研究者の海外派遣及び外国人留学生・研究者受入れの双方の支援強化や、外国人留学生の国内定着促進に必要な支援を行うための組織整備・人員拡充に向けた財政措置
- 三、優秀な博士人材の輩出と活躍促進のため、大学院教育を改善するための支援の拡充、大学院生に対する支援の拡充及び産官学の連携による博士人材の活躍の場の拡充、また、授業料後払い制度の学部段階への本格導入の検討も含めた教育費負担の軽減策の一層の推進
- 四、研究活動の基盤となる学術研究を幅広く支える科研費等の拡充
- 五、国際的なジャーナルへのアクセス及び論文発表機会の確保のため、国としての交渉体制の構築、掲載公開料（APC）の支援、大学が効率的な包括契約締結を可能とするための支援及び機関リポジトリの充実などの論文のオープンアクセス化への継続的な支援
- 六、国公立大学附属病院における、医療提供体制強化や教育・研究の充実と医師の働き方改革の推進を可能とするために必要な財政支援及び柔軟な制度運用に加え、附属病院の特性を考慮し省庁の垣根を越えた確実な財政措置
- 七、教育・研究の基盤であり、地域や産業界との共創や災害時の防災拠点となる国公立大学が、同時にグローバル化に向けて外国人留学生や研究者にも魅力あるキャンパスとなるための施設整備補助金や設備に係る財政支援の抜本的拡充
- 八、産学連携の推進及び自己資金、自己収入等の拡充、資産の効果的活用・運用により財源を多様化するための規制緩和を含む各種の制度的・法的基盤の整備・充実

右決議する。

令和六年十二月十七日

国公立大学振興議員連盟

わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像

令和7年3月31日



わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像

国立大学の決意と本「将来像」が目指すもの

資源に恵まれないわが国にとって、科学技術の振興と経済・産業の発展こそがそれらの正のスパイラルを加速する原動力である。それらを支え、動かすのは人材であることから、深刻な少子化はわが国の大きな課題である。教育、研究、社会貢献を基本機能としてわが国の発展を支える「知の拠点」たる国立大学は、これからも常に、新たな知を生み続けるとともに、社会が求めるところを理解し、果敢にかつ確実にその活動を強化し、わが国の「知の総和」の向上に貢献する。国立大学は、2040年を想定した本「将来像」に基づいて、国立大学全体を個々の力の積算のみでなく、集団としてより次元の高い「国立大学システム」と認識し、自らが社会変革に関わることへの覚悟と戦略をもって、イノベティブな日本社会の創造に挑戦する。そのためには、大幅な18歳人口の減少が始まる2035年までに、本「将来像」の実現を可能とする教育施策が必要である。

今後、わが国は、急速な人口減少と産業競争力の低下を抑制し、ウェルビーイングな社会を実現するために「知の総和」を増大させる必要があるが、その中で、国立大学には、わが国全体の知のレベルを向上させること、産業のイノベーションに繋がる先端研究を推進すること、地域活性化・地方創生に係わることが求められる。

本「将来像」が国立大学の決意として目指すところの概要は以下のとおりである。

- (1) わが国の「知の総和」を増大させるため、地方及び女子の大学進学率を一層向上させ、意思と能力あるすべての者が高等教育を享受するという意識を持ち、そのための体制を構築する。同時に、学生定員の外枠等も活用して全学生の3割まで留学生受入れの拡大を図り、世界から多様な頭脳をわが国に導き入れる。
- (2) 多様な分野における世界最先端研究を遂行する大学を中心に、学部定員の大学院定員への振替により、博士号取得者数を3倍に増加させる。併せて、公的部門や産業界等と協力して博士人材が活躍できる環境や条件を醸成する。
- (3) 各道府県に配置された地方大学の大学数を減少させることなく、大学間連携も図りつつ学部および大学院の構成と定員を見直す。地方大学は、地方自治体や地域産業界との連携によって地方創生に主導的役割を果たし、地方における人口流出を抑えこむことに大きく貢献する。
- (4) 大学病院における研究環境の整備や研究者の処遇については、文部科学省・厚生労働省と協働し適正化を図る。教員養成に関しては、国が「わが国の教育」とは何かを示した上で、初等中等教育の教員の質の高度化に取り組み、次世代人材の育成に寄与する。

- (5) 研究への潤沢な資金と研究者の確保が必要であり、特に、研究者全体の層を広く厚くすることが最も重要である。また研究施設・設備や研究支援スタッフ等の研究環境の高度化を図る。
- (6) 各国立大学は、統合の可能性も視野に入れた様々な連携と再編を通じ、各大学自身とその総体である「国立大学システム」の力を強化・増大させる。また国公立大学間の様々な形の連携を通じて、わが国の高等教育全体のレベルアップを図り、さらに地方自治体や地域産業界との連携を通じて地方創生を主導していく。さらに、「知の総和」の重要な構成要素である女子学生や女性研究者・教員の活躍を促進し、また障害のある者等を含む共生社会の実現を目指す。

国立大学は、各地域の歴史・地域性などを背景にし、多様な発展を遂げてきた知の拠点であり、その機能のさらなる強化が求められている。各大学は、自らの使命を深く理解し、その本質を見極めた上で、学部や大学院の在り方を再構築するとともに、教育・研究体制の改革と定員の適正化を進めなければならない。

全国に 85 ある国立大学は、それぞれの設置の目的、立地、歴史などによって果たしている役割が異なる。これら 85 の国立大学がその特色を生かした上で「国立大学システム」として社会の変革を牽引するためには、期待されている役割と有する機能の最大化を、個々の大学のみならず総体として果たしていかなければならない。

国立大学が有している機能としては、①世界レベルの学術研究を推進する機能、②新技術開発や産業のイノベーションにも繋がる先端研究を推進する機能、③わが国の産業を支える優秀な人材を輩出する機能、④社会の多様な活動に参画できる人材を育成する機能、⑤初等中等教育に係わる教員を養成する機能、⑥医療人材を養成し、先端医療や地域医療に貢献する機能、⑦外国人留学生を受け入れ、わが国のダイバーシティ向上に貢献する機能、⑧地域産業や地域の活性化など広く地方創生に係わることのできる人材を輩出する機能などがあり、各大学はこれらの中の全部または複数の機能を果たしている。

本「将来像」を実現するために各大学は、これらの機能のうちどの機能を中心としてわが国の「知の総和」の向上に取り組むのかを、ステークホルダーとの間で、また、国立大学間で真摯なかつ十分な議論を行い、自ら選択していく。

国立大学の存在意義は社会の発展と国民の幸福にあり、教育・研究をはじめとする国立大学の活動の受益者は国と国民全体である。その意識を高め、国及び社会が国立大学を支える財政支援を積極的に行う必要がある。以上のような国立大学の進化と発展には運営費交付金をはじめとする国による財政的基盤の十分な確保が必須であり、それは、わが国社会の高度化につながる未来への投資なのである。

わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像

目次

序論	2
1. わが国の未来へ向けて	2
2. わが国の再興に向けての国立大学の挑戦	2
3. 多様性とグローバル化の将来社会	5
I. わが国のさらなる飛躍に向けた国立大学の挑戦	6
1. 国立大学スピリットと新たな理念－国立大学としての使命－	6
2. 「システム」としての国立大学	6
II. 将来に向けた具体的方策	8
1. 人材育成による「知の総和」の増大	8
(1) 人材育成の高度化	8
(2) グローバル化と多様性の社会に向けて	10
2. 研究力の向上	13
3. 地方創生への国立大学の貢献	15
4. 「国立大学システム」の活用	16
おわりに	19
補論	20

序論

1. わが国の未来へ向けて

わが国は、明治維新に欧米の思想や文化、システムを取り入れて近代国家制度を構築し、驚異的な発展を遂げた。さらに、戦後復興の中で、民主主義国家を再建し、人口の増加と目覚ましい経済成長により奇跡的な復興を遂げ、Japan as No.1 ともいわれるに至る国家となった。その中で、国立大学は、戦後のわが国の復興と発展の基盤として、すべての都道府県に配置されることにより、全国民に普く高等教育の機会を供給し、国の発展の柱となる優秀な人材の育成と産業の発展の基礎となる科学技術の研究に中心的役割を果たしてきた。

現在の世界では、科学技術の発展は人類に大きな恩恵をもたらす一方で、その発展した科学技術によって人類の活動が急激に拡大し、温暖化をはじめとする地球規模の課題を生み出し、人間生活の基盤を揺るがしつつある。同時に、国際関係は、戦後の安定的状態に揺らぎを生じ始めるとともに、先進国の少子化と人口減少に対して、グローバルサウスの諸国では人口爆発と食糧危機が予想されている。ここにおいて、持続可能性と多様性を基にしたレジリエント（強靱）な社会の構築・維持が求められるところである。

翻ってわが国をみれば、「失われた 30 年」と言われる長期的な経済停滞期を経て、深刻な少子化による人口減少社会を迎えようとしている。この状況においてわが国がこれからも世界に冠たる国家であり続け、様々な課題の解決に挑戦し、豊かで平和な世界を先導していくためには、過去の経緯に囚われず、社会を支える優秀な人材の育成と、広く厚い研究の層に裏打ちされた世界の最先端を行く科学研究の推進を、これまで以上にアグレッシブに展開することが不可欠である。国立大学は、これまでもわが国の発展の礎となり、様々な社会課題の解決に大きく貢献してきたが、今、こうした内外の状況を打破し、「知の拠点」として「世界に冠たる日本」を支え作り上げる原動力となり、挑戦や革新が各所で起こる国への変革を牽引する覚悟を持たなければならない。

国立大学協会は、すでに 2018 年に 2030 年頃の将来を想定して「高等教育における国立大学の将来像」を発表している。今回の将来像は、国立大学法人化 20 年の機会に、改めて国立大学が、2040 年の社会を念頭に、これまでとは異なる新しい理念と価値観の下で、わが国及び世界をリードし、人類の輝ける未来の構築に主導的に関わることを決意して、その新たな将来像を提示するものである。ここに示す将来像を現実のものとするためには、それが痛みを伴うものであったとしても国立大学の大きな決断と行動が必要である。それこそが「世界に冠たる日本の国立大学」として、わが国の「知」の総力を発揮して、わが国と世界の輝く未来を構築するための必須条件と確信している。

2. わが国の再興に向けての国立大学の挑戦

国立大学の使命は、帝国大学令（明治 19 年 3 月 2 日勅令第 3 号）及び大学令（大正 7 年 12 月 6 日勅令第 388 号）では「国家」のためと記され、国立大学法人法（平成 15 年法律第

112号)では「国民」、「我が国」のためと記されている。また、教育基本法(平成18年12月22日法律第120号)では、大学は、「社会の発展のために寄与するもの」とされた。

国立大学のこうした使命と位置づけの下で、国立大学協会の策定した「高等教育における国立大学の将来像」(平成30年1月26日)に基づき、国立大学は、わが国における世界に伍する研究拠点であり、地域の中核拠点であることを旗印に、教育研究を革新してきた。しかし、AIの進化を見るまでもなく変化のスピードは想像以上に早く、社会はグローバル化し、これまでの延長線上では対処しえない数々の課題を抱えている。国立大学は、今、新たな将来に向けて、激動する「社会」のための存在へと進化していこうとしている。

わが国は、「失われた30年」を経て、研究力、経済力、国際化など数多くの分野で自信を失くし積極性に欠けているように思われる。同時に、わが国は少子化による急激な人口減少を迎え、多発する自然災害に苛まれている。その中で、国立大学は、人を育て、科学技術の発展を牽引し、豊かな日本社会を創生するためのエンジンとなり、グローバル化推進、地方創生の推進、研究力強化などの様々な課題に挑戦する。それが、豊かな将来を求める世界で、わが国が存在感を示す国となる基盤である。この将来像が念頭に置いている「2040年」には、人口の35%が65歳以上¹となり、経済産業、科学技術のみならず、社会保障等の様々な局面でも対応が求められる。こうした状況の下にある「2040年」を迎えても、わが国の社会が創造的であり続け、人類社会にとって大きく貢献する将来を実現すること、それが、国立大学が総力を挙げて今後取り組むべき「挑戦」の目標である。中央教育審議会の将来推計によれば、現在の大学学部進学者の多くを占める18歳人口は2035年から激減する予測²となっている。こうした取組が実効性を生むためには、その2035年までに、必要な教育施策を講じねばならない。

わが国の基幹的インフラである国立大学は、これまでも、共通の根本的な使命を共有しているだけでなく、互いの信頼に基づいて、課題や目標に対して一丸となって挑戦してきた。国立大学が主体となって実施してきた大学入学試験制度である共通一次、センター試験、共通テストや、大規模災害などに要請を受けて国立大学病院などから迅速に派遣されるDMAT(災害派遣医療チーム Disaster Medical Assistance Team)などは、その例である。将来においてもわれわれ国立大学は、課題に対して明確な目標を共有し、その目標に挑戦し続ける。日本の豊かな未来にとどまらず世界の豊かな未来の創造のためには、国立大学総体による貢献が不可欠であり、大学院教育・研究機能と学部教育機能の二つの視点に立脚して、全国規模で学部及び大学院の定員をわが国の人口減に応じた適正な規模に調整しつつ、その総体機能を向上させる方策を考案し、実行することで、わが国及び世界の将来を望ましい姿に先導していく。

¹ 文部科学省 中央教育審議会 我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～(答申)(中教審第255号) 関係データ集(1)、人口の推移と将来推計

² 文部科学省 中央教育審議会 我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～(答申)(中教審第255号) 関係データ集(1)、18歳人口(男女別)の将来推計

少子化による人口減少に対しては、「知の総和」の増大のため、学びの可能性を広げ、個々の能力を引き出し大きく拡張して、学びの質の向上を目指す。その方策は、例えば、現在全国立大学で年間約1万人の博士号取得者数³を、多様な分野において世界最先端研究を行う大学⁴における学士課程定員の大学院定員への振替等により、2040年には3万人に増加させるなどがある。

さらに、国立大学による「知の伸展・拡大」には、多様な背景を持つ者たちが集うキャンパスが求められ、留学生、社会人、ジェンダー不均衡などに関わる課題を解決する方策でなければならない。それは同時に、多様性と包摂性を認める社会のグローバル化への指針となるものでなくてはならない。具体的には、例えば、現在学部・大学院併せて7.9%⁵である留学生比率を、世界から多様な頭脳をわが国に導き入れ、また留学生定員の外枠等も活用して2040年には30%以上とすること、また、現在37.4%⁶となっている女子学生比率を2040年には可能な限り50%に近づけることを目指す。

国立大学は、これまでもわが国全体の、そして各地域の文化、社会、経済を支える拠点であり、産業、教育、医療、福祉などに十全の責務を負っていく覚悟を表明している。人口移動や減少により小学校や中学校の消滅が地域社会の活力を失わせた事実を重く受け止め、各都道府県に配置されている国立大学は、学部構成及び学部定員の見直しを進めつつも、自治体、産業界などと協働して地方創生を推進していかなければならない。そのため、各大学は、地域に貢献するためにこれまで行ってきた取組とその成果を可視化し、地域自治体・住民等に明示することで、国立大学の取組を地域自らが評価するための情報提供を行い、その評価に基づいて、地域の知の拠点としての国立大学が地方創生に十全の役割と責任を果たしていく。

わが国の研究力は、国際社会での相対的な位置が降下してきている。わが国から発信される学術論文の約半数を担う国立大学として、これまでにない研究力強化・向上策と努力が必要である。目標は、Top10%補正論文数を、2040年にはシェア5%、順位5位以内に向上させることである。そのためにまず、若者たちに研究の魅力や喜びを浸透させ、研究者志望の博士課程進学者を拡大して、研究者の層の厚みの伸長とそこからリーディング研究者の育成と増加を進める。また、国際頭脳循環や国際共同研究を推進し、研究の国際性を高めるとともに、研究者の自由な移動と往来を促進し、研究者の流動性の拡大を図る。さらには、研究支援人材の充実等による研究者が研究に専念できる時間の確保や研究インフラの高度化等の研究環境の充実も進める。国立大学が率先して研究力強化に取り組み、わが国全

³ 文部科学省 学位授与状況調査（2021年度）

⁴ ここでいう「大学」は、一大学内で複数の分野において世界をリードする研究を行っている場合に限らず、特定の分野で特定の学部や研究科、専攻が世界と肩を並べる研究を行っている場合には、当該学部、研究科、専攻を指す。

⁵ 国立大学協会 国際交流委員会「国立大学における教育の国際化の更なる推進について」第11回フォローアップ調査

⁶ 文部科学省「学校基本調査」（2023）より国立大学協会事務局作成

体の研究力向上を目指す。

3. 多様性とグローバル化の将来社会

将来のわが国の社会は、「多様性 (diversity)」と「包摂 (inclusion)」を基本理念とし、人、モノ、情報が地球上をあたかも国境無きかのように移動・移転し、国家間の関係が一層緊密となり、さらには地球自体が人間活動の基本的単位となるグローバル化社会である。それは同時にこれまでの固定的な構成要素からなる社会ではなく、人々が起源、特性、価値観や生活様式など異なる要素をもって共に存在する多様性社会でもあって、この「多様性とグローバル化社会」が 2040 年の社会の特徴を表わしている。多様性に富む社会は、様々な種別・属性を持った人々が暮らし、その関わり合いの中から新たな発想や斬新な視点をもたらす。人々が互いにそれぞれの違いや考え方を尊重し、自由が確保された安心・安全な環境の中で創造的な活動を生み出す社会である。それは、予測困難な将来にも対応可能な人材を生み出す社会であり、様々な変化にレジリエントな社会でもある。この自由で安全でレジリエントな社会の中で、大学による学術研究が、教育を通じた人材育成が、さらに地域、社会への貢献が展開し、それが社会そのもののさらなる発展につながるのである。

2040 年に到達するわが国の多様性社会は、これまでのわが国のありようからしてみれば大きな変化、そしてある意味での社会変革を必要とする。これを牽引するのは、知の中軸であり、教育・研究・社会貢献を通じてこれまでわが国の発展を牽引してきた国立大学の責務である。教育は新たな社会を構築する人材を育成するものであり、また研究は新たなものにチャレンジし、新たなものを生み出す活動である。この二つの機能を通じて社会を新しいもの、すなわち多様性社会としていくことこそが社会貢献である。

加えて 2040 年の社会はグローバル化社会である。大学においては、海外の大学、研究者等との共同研究や研究交流が日常化し、外国人研究者が日本人研究者と同一ラボで肩を並べて研究し、またキャンパス内で口角泡を飛ばす様な議論が英語をはじめとする外国語も交えて行われている。外国人留学生も全学生の 3 割を占めることが想定され、日本人と外国人が日本語のみならず外国語でコミュニケーションをとり、英語等の外国語で行われる授業も通常の状態となる。さらに日本で学んだ多くの留学生が卒業・修了後に、一方で母国に戻りわが国との懸け橋となり、他方で日本にそのまま残って就職し、わが国の発展に寄与する「高度知的人材」としてわが国の発展と豊かな生活を共に支える者となる。それは同時に、日本から学生や研究者が多く海外へ留学し、また海外の大学等と交流することが日常となる。さらには、わが国で学んだ留学生がノーベル賞を受賞するような将来を描かなければいけない。

このようにして、「多様性とグローバル化の社会」は、大学全体、とりわけ国立大学から始まるといっても過言でない。国立大学自体が多様性とグローバル化を象徴的に示すことによって社会全体の多様性とグローバル化を牽引する。

I. わが国のさらなる飛躍に向けた国立大学の挑戦

1. 国立大学スピリットと新たな理念—国立大学としての使命—

国立大学法人は、「…国民の要請にこたえ…、…高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図る」⁷ことを目的として、それぞれの理念やビジョンなどを策定し、「国」及び「国民」全体を念頭において教育、研究、社会貢献を行っている。「国」、「国民」及び「社会」のため、内外における様々な状況に対し、最大の利益を確保し、社会の安寧と繁栄の下で、人々が幸福で豊かな生活を送ることができるよう努める。これが、「国立大学スピリット」である。国立大学としての使命感であるといえる。例えば、DMAT のように災害時に「国立大学が、求めに応じ積極的に医療や調査等の支援組織を派遣する」のは、国民を守り社会に貢献するという志のもとで、国の危機的状況に対して自発的に行動し、チーム力を発揮し、叡智を結集して難題を解決する潜在的な優れた力が国立大学に備わっているからである。

明治維新の近代産業化による発展と、戦後の高度経済成長という2度の「大きな発展」を経験したわが国が、地球環境・気候変動問題、エネルギー・食料・資源問題、そして世界の平和と安全の不安定化、という世界の共通課題をいかに解決していくのか。さらに、少子化による人口減少、産業・社会の発展に不可欠なイノベーション、国際的競争力の向上など、国内の諸課題をどのように克服していくのか。科学技術・イノベーション基本計画等に示されるわが国の科学技術政策に基づき、国の「発展」の中核を担ってきた国立大学は、強靱なスピリットによって、これらの課題解決と将来計画を用意し、国立大学全体の持つ「高度な『知』によるイノベーション」を基軸として、「明日の社会」の構築を目指す。

国立大学は、このスピリットの下で、それぞれが異なった強みを持ち、多面的な連携を推進しつつ、多彩な発展を目指す。大規模研究大学から地域に大きく貢献する地方中・小規模大学まで、また最先端科学技術を世界的にリードする大学から、子供たちを育てる教員を養成する大学・学部、さらに特定の分野で力を発揮する大学など、全体が多様化する中で、個々の国立大学が、教育力、研究力、そしてイノベーション力を向上させて社会に貢献する。それは一つの大きな「システム」ともいえるべき「群」として、総合力を発揮するのである。

2. 「システム」としての国立大学

国立大学スピリットは、国立大学全体としての集団的な矜持でもある。それは、個々の力の積算のみでなく、集団としてより次元の高い「知の総合力」を発揮する。かかる「個」と「集団」を合わせた国立大学全体の在り方を「国立大学システム」と呼ぶ。それは共通のスピリットに基礎を置く柔軟な集合体であり、全国性、国際力と多様性、独自性と連携、そして集団力という4つの特性をもつ。

⁷ 国立大学法人法第一条

まず、国立大学は、全国どの地方にも高等教育を普く享受できるという「全国性」をもつ。これは最も基礎的な存在意義であり、全国各都道府県に存在することに留まらず、国立大学が知の拠点として地方の発展に貢献することを意味する。これが「知の総和」につながる。

次に、国立大学は、わが国の発展を目的とし、世界の中でのわが国の発展を前提にしており、「国際力と多様性」を擁している。国立大学は個々にまた全体として世界をリードする研究を行うべき世界的研究拠点である。研究者は国境を越えて往来し、国際共同研究を組織・実施し、研究のアイデアや思考は世界を飛び回る。ノーベル賞学者を多数輩出している中核が国立大学であることに鑑みれば、国立大学は研究の高度な潜在力（potentiality）を持ち、国内、国際を問わず、国公私を横断し、産官学をつなぐ共同研究の枠組みを構築することが可能である。

国際力は教育においても発揮されうる。これまでも国立大学は優秀な外国人留学生を多く受け入れ、学位取得後は、本国での活躍はもとより、わが国に定着して様々に活躍している。人口減少時代に入るわが国にとって、これまで以上に留学生の受入れ、定着を通じてわが国全体の知の総量が拡大される。それはまた多様性社会の構築につながる。

国立大学は、それぞれが個性や特徴を持ち、「独自性」を発揮して、教育、研究に注力していると共に、各地域の状況に合わせて地方創生に取り組む。この独自性を基礎的な力として、国立大学は様々な形で連携関係を組む。それは、地域の特徴を生かした連携から全国的な連携まで、また教育から産学官連携まで、様々な目的や種類がある。例えば四国5国立大学間の「知のプラットフォーム形成事業」、教員養成系大学・学部間の連合教職大学院、「東海・信州国立大学連携プラットフォーム(C²-FRONTS)」などの国立大学間の連携・協働体制に加えて、山梨県や山口県その他のように、国公私の区別を超えた大学間連携も構築されている。大学間連携の流れは今や全国的な規模であり、かつ共通性から異種間の相互補完的なものへ、さらにより高次の飛躍を遂げるための統合に至るまで、様々な形態が姿を見せている。

これら特性の先に、国立大学全体の「集団力」がある。集団としての国立大学の力は、地域や分野等を超えて、全国立大学間、さらに国公私も含めたわが国の全大学間の集団を構築し、集団力はいかなく発揮されることになる。集団力の伸長なくしては、この少子化と人口減少の時代に、効率的で効果的な教育・研究・社会貢献は見込むことができない。それは現在の様々な連携の延長線上に築かれる一方で、大学間統合も含む新しい国立大学の形を産む可能性も含んでいる。諸外国で大規模な大学再編が進むなか、わが国で、少子化時代の国立大学がその集団としての力を発揮し、国立大学全体の力を飛躍的に高揚させるのは、これから2040年までの新しい発想と発展意欲とにかかっている。これまで独自性を生かして力をつけてきた各国立大学が、全体として様々な形で集団としての対応と展開を進めて行くこと、これこそが「国立大学システム」の持つ集団力である。

Ⅱ. 将来に向けた具体的方策

社会における「知の総和」が「人口×能力」であれば、少子高齢化が進行した 2040 年のわが国においては、大学入学年齢期人口の減少のみならず、日本全体の著しい人口減により「知の総和」の減少が生じる。国立大学にとっての将来課題の中心は、かかる将来状況の中でわが国の「知の総和」をいかに維持し、さらに増大させるか、ということである。現在の大学学部進学者の多くを占める 18 歳人口は 2035 年以降激減する予測となっている。すなわち、この課題への対応には、2040 年以降の状況を見据えつつ、遅くとも 2035 年までには、対策の道筋をつけ、行うべきことを明確にしておく必要がある。これからの国立大学は総力を挙げて、ここに示した考え方や方向性を、段階的かつ計画的に実現していく。わが国の発展の基礎をなす国立大学は、強い意思と決断力をもってこれにあたる覚悟である。

1. 人材育成による「知の総和」の増大

(1) 人材育成の高度化

国立大学による「知の総和」の維持・増大に向けた方策の中軸は、「人数」変数の減少を想定したうえで、いかに「能力」変数を拡大させるかということに他ならない。すなわち「人材育成」である。

その第一は、大学が育成する人材の高度化である。すなわち修士・博士人材の拡大が社会全体のレベルアップとなる。国立大学は、国民に広く高等教育の機会を保障する段階から、高等教育を受けた人材のさらなる高度化へと段階を進めなければならない。そのためには、従来の研究者養成を目標とした博士課程に加えて、「特定の専門分野を超えて社会の複雑な課題への解決策を提示できる者に与えられる国際的な能力証明」として博士の学位を位置づけ、大学も、博士課程での教育研究が学生に社会のあらゆる場で活躍できる能力を育成するものへと転換する必要がある。さらにそうした高度な汎用能力を持つ人材、つまり「高度職業人」を社会が受け入れ、活躍の場と機会を与えるよう、産官学で連携して進める。

博士課程学生の約 7 割が在籍する国立大学⁸は、こうした新しい博士人材育成を先導する役割を担う。国立大学は、博士号取得者数を 2040 年には現在の約 3 倍の 3 万人に拡大していくとともに、人口減少に応じた国立大学全体における学部定員と大学院定員のバランスの適正化や一部国立大学における大学院重点型への移行を進めることとなる。

このような「新たな将来を切り拓き、社会の新生に寄与する高度な汎用的能力等を修得させる」課程としての博士課程においては、分野横断的な学位プログラム、様々な分野へのインターンシップ、企業・官公庁等との共同研究・共同教育、さらには企業在籍のまま企業のニーズや課題に対応した研究の計画・策定・実施など、研究と実務・実業を横断する学位取

⁸ 文部科学省 中央教育審議会 我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）（中教審第 255 号）関係データ集(2)、課程別・設置者別在学者比較（在学者数）

得制度も組み込むことが求められる。また複数大学が連携して学位を授与する共同教育課程、幅広い博士課程教育を反映した「学術」博士号の活用等、博士課程教育の改革と刷新を実現する。これらを通じて、博士課程の多様かつ魅力的なロールモデルを構築する。あわせて、多様な発想力、一貫した論理力、広角的な汎用力等の博士の学位に備えるべき能力を養うため、修士、博士各課程を異なる大学で学修・研究する、いわゆる「アウトブリーディング」制や、体系性を重視した修士・博士5年一貫制など、様々な教育・研究制度を設けて、多様なフィールドで活躍することを推奨する。

かかる博士人材の活躍の場を拡大するため、一方で大学側が、博士号取得者の備える能力を明確に提示し、他方では社会、とりわけ経済・産業界側でもこうした博士人材の採用や博士号に値する適切な処遇の下で能力の活用を抜本的な形で積極的に進める必要がある。その基盤には、政府による博士教育・博士人材支援の継続と拡大がなければならない。

加えて、修士課程の充実も必要となる。社会科学分野では従来から専門職大学院を整備しており、これを大幅に拡大していくことが求められよう。また分野によっては、現代の高度社会においては学部卒レベルでは十分な基礎力を確保できない場合もあり、例えば工学分野等における学士・修士一体型教育等のようなカリキュラム編成や、新たな高度専門職養成大学院の設置、さらに修士段階で学部卒レベルを超えて身に付けることができる能力の可視化、教職大学院における学校経営や学級運営、高度教育手法等の充実・開発など、修士への進学を将来の職業人としての能力の伸長につなげることも重要である。加えて、これらに対応して、雇用側の認識や活用体制の整備、適切な処遇の確保が不可欠である。附随して、修士課程学生に対する給付型の支援の拡充も不可欠である。

「知の総和」増大のもう一つの方策は、大学生人口の増加、すなわち大学進学率の拡大である。これは、一方では、大学入学年齢期の若者の進学率を拡大することである。大学進学率は地域や家庭の経済状況、また性差によってなお大きな差がある。すべての国民が家計の憂いなく高等教育を享受できるためには、進学率向上に有効な施策であった「修学支援新制度」のような、より幅広い修学支援制度を充実させなければならない。

他方では、大学進学対象者を、これまでの日本人18歳人口中心主義から脱却して、より広範な層から学生を集め、様々な背景を持つ学生の多様な可能性を開花させる教育へ展開することが、グローバル化と多様性の社会における「知的能力の増大」になる。とりわけ留学生の大幅な拡大や社会人対象の柔軟な入学制度、障害のある学生への効果的配慮体制等により、入学者の多様化と増加は可能となる。

加えて、教育内容に関しても、専門分野に既定された教育でなく、現代の科学技術が様々な分野の知識、技術、文化の複合体であること、また科学技術が社会へのインパクトや社会との相互作用を持つこと等に鑑みて、文理横断型教育やSTEAM教育は不可欠であり、同時に教育の内容や体系の進化・革新を推進する。

これと同時に、知識重視の入試から理解力と応用力、自己発信力、文化理解等、多様な視点での入学者選抜を行うと共に、「十分な能力を修得した者のみを世に送り出す」厳格な出

口管理を行う。これには、高等教育に対する社会や産業界の理解や、入学試験・定員制度の理念・認識の再構築が必要になる。

これらの取組を進めるにあたっては、進学者の多様化に伴う学力の多様化への対応も想定せねばならない。高等学校時点での学習内容や身に付けている知識、その理解度や習熟度が異なる学生が、卒業時に一定以上の能力を身に付けるためには、多様な学生に対応したカリキュラムの整備が必要になる。初等中等教育で提唱されるのと同様に、個別最適化された教育プログラム、カリキュラムの実現のため、授業科目の編成や履修の仕方の工夫がこれまで以上に求められることとなる。これは、ギフテッドのような特定分野で飛びぬけた人材に早期に高度な教育を提供する際等にも必要とされる考え方である。

また、専門人材の育成の観点で、医療分野では、大学病院が診療・教育・研究の3機能を担っており、臨床人材の育成と地域医療・高度先端医療の保障、そして研究者の養成と医学研究の展開を進める役割は、大学病院でなければなしえない。この3機能を合理的に割り振ることのできる体制が必要である。そのため大学病院は、基本的に研究に軸足を置いて、診療に関しては高度医療を中心とする体制を構築する。この体制の中で、大学病院の医師・研究者を増員し、次代を担う高度人材を育成するため研究環境の整備と研究者の処遇の適正化を確保する。大学病院は同時に地域医療の中核であるが、地域の公的病院との連携を拡大・強化して、機能を分担する体制とする。

特に研究者育成の側面では、若手医師における診療と研究の両立や研究マインドの醸成、適切な処遇に配慮した新たな臨床研修制度が構築されていなければならない。また地域病院への医師の派遣や最先端医療を担う医療チームとそのための設備・機器等の十分な手当てがなければならず、診療科による医師の偏在も解消する必要がある、これには文部科学省と厚生労働省、地方自治体、さらに医師会等との効果的な協働による対応が必須である。それらを通じて大学病院の財務基盤を強化し、若い研究人材の誘導と確保さらに効率的な研究指導を通じて、研究成果の積み上げと新しい研究の開発・展開を進めていく。

(2) グローバル化と多様性の社会に向けて

2040年の社会は「グローバル化社会」であり、グローバル化の強力な推進が「知の総和」増大のさらなる方策である。グローバル化は、少子化の時代における国家的事業とってよい。かかる認識の下に国立大学は「知の拠点」としてグローバル化を進めるのであり、国全体及びそれぞれの置かれた地方の立場から、グローバル化を牽引していくこととなる。それは国全体のグローバル化につながり、社会変革を促し、国の新たな発展を推進する。

2040年の社会は多様性の社会でもある。社会全体が多様性を包含した社会へと発展していく中で、大学においても、外国人のみならず、女性、社会人、障害者等が、当然に学生・教職員としてそれぞれの場で学修、研究や業務を行い、キャンパス自体が多様性を象徴する場ともなろう。その時、国立大学は、全国、そして各地域で、多様性の進展とそれによる知の高度化を牽引する役割を果たす。

「グローバル化」は、まず国立大学における留学生比率3割を目指して、留学生受入れの拡大を図る。「3割」という数値は、クリティカル・マス（critical mass）ともいわれ、これを超えると集団の意思決定において無視できない存在になる。留学生3割とは、大学による人材育成が、その内容、量、質、そして制度のすべてにわたって大きく飛躍するということである。3割実現のためには、まず入学制度の国際標準化が大きな意味を持つ。つまりわが国の社会制度に合わせた4月入学のみでなく、秋入学制度の導入や留学生本国での履修内容や学習能力のレベル評価など、これまでの大学入学試験制度とは異なるグローバル化対応の入試環境整備を積極的に進めなければならない。

大幅に留学生を増加させるためには、わが国の大学で学ぶことの特徴や利点を訴求し、世界中から多様な頭脳をわが国に導き入れることが必要となる。併せて、定員が留学生を増加させる制約となることのないよう、希望する大学においては留学生を定員の外枠として取り扱うことができるような定員の仕組みの柔軟化も進める必要がある。

教育においては、留学生3割化は留学生向けに特化するカリキュラム構築のみを意味せず、すでに国際水準にある従来の日本人学生対象の教育内容のさらなる高度化を目指す。併せて世界共通語としての英語による授業が、日外双方の学生にとって不可欠である。他方で、学修や研究が日本語を介するまたは日本や日本語を対象とする科目や内容もあり、日本語・日本文化教育も不可欠であり、かつ高度で、場合により専門的内容をも含まなければならない。

同時に、日本人学生の海外留学の積極的推進が必要である。2040年にはリアルにまたバーチャルに国境なく人の往来が日常となる。それに伴い、日本人の海外での活躍は常態となることが予想されるから、日本人学生の留学への取組の進展に国等からの質・量ともに強力な支援策が必要である。海外留学を躊躇させる理由となっている就職不安に対しても、企業等が、海外留学経験が本人の能力を大幅に覚醒・拡張することを認識し、そうした人材の積極的な採用・活用を展開していくことが不可欠であり、それが採用企業の発展につながる。グローバル力は社会のあらゆるところで求められるのである。

また、留学生の卒業・修了後の国内定着はグローバル化をさらに進めるものであり、既存の文部科学省「留学生就職促進プログラム」等の事業を一層発展させる取組が必要である。企業も、留学生、日本人を問わず、優秀な学生の採用を進め、特に国際水準のジョブ・ディスクリプションと処遇が不可欠である。留学生の受入れ、送り出し等を総合的に推進していくことは、わが国のみならず、相手先の国の発展にも貢献することとなる。これらの取組を国立大学も協力して実現していく。

国立大学自身も運営のグローバル化や世界展開を進める。外国人正規教員の採用・活用や海外有識者からの助言はもとより、学長や理事クラスも含め大学経営・運営に外国人を採用することも有効な施策である。いうまでもなく、わが国の高等教育行政へのグローバルな視点のより積極的な導入は不可欠となろう。

グローバル化と並んで、多様性を高めるには、大学構成員全体における女性の割合を高め

るとともに、社会人学生、障害のある学生や教職員の受入れも推進する。女性割合については、わが国はこれまで男性中心の社会であり、いわば知の総量の 1/2 しか有効利用していなかったに等しい。女性の参画・活躍のためには様々な施策が必要であるが、まず、教職員・研究者（大学院レベルも含む）の「キャリア」の継続および向上のため、出産から子育て、親の介護、夫婦共同生活等に対する様々な効果的支援策等を通じた女性の在職及び研究環境の確保・強化が不可欠である。2040 年には、こうした取組が功を奏し、ポジティブ・アクションも発展的に解消していることが、強く望まれる。大学キャンパス内での保育所、託児所の開設、出産休暇と共に男性も含む育児休暇の取得、出産子育てに伴う就業・研究状況の維持、子育て後の復帰等の様々な場面で、就労・復帰が容易で実効的な労働・研究条件を整備することが、「知の総和」の重要部分を占める女性活躍の基盤である。国立大学はこれを率先して保証しなければならない。これらは各人のワーク・ライフ・バランスを確保して、安定した豊かな生活を確保したうえでの女性活躍の必須条件となる。

女子の進学率、特に理系学部への進学率の向上も重要課題である。2023 年時点で 37.4% に留まる国立大学の女子学生比率を 50% に近づけるため、女子学生を対象とした修学支援や入学枠の設定など、様々な形態のポジティブ・アクションが考えられるが、これらも 2040 年には男女差のない社会が到来することを目指す取組である。

障害のある学生の受入れについてはいわゆる障害者差別解消法の趣旨も踏まえ、障害のある学生が、要望等を支障なく大学に伝え、合理的配慮等のもと適切に学べる環境を目指し努力を続ける。

社会人は、一方で通常の大学進学の間と同時に、学び直しやキャリア・アップのためのリカレント教育・リスキリングのための入学者としても想定する。伝統的に高校からの進学層が中心であったわが国にとって、これからの社会における「知の力」の発揮には、人生の中でいつでもいかなる教育も受けることができなければならない。社会人が新しい職種に進むためのリカレント教育については、入学に際して通常の入学試験に依拠することなく、社会人向けの定員数や入学考査を定めることになろう。入学後のカリキュラムは、社会人に対して一定の便宜を図ることとなるが、基本的には通常の基礎及び専門の学部教育、さらには当該社会人の学力に応じてより高度な大学院教育・研究の機会を提供することになる。

リスキリングに関しては、特に大学院課程を対象に、特定の学術領域を中心に、関連分野も含めた高度な知識や思考法の修得によりキャリア・アップにつながるプログラムを開講する。受講者の状況に合わせて、より柔軟な受講制度を整備する。例えば、科目等履修制度の充実に加えて、単位制履修証明プログラムやマイクロクレデンシャル (micro-credential) 制、大学間の単位互換等、質を確保しつつ在職のままの受講を容易にする制度を確立する。こうした大学院教育の多様化と充実が学位の価値を高めることにもなる。

リカレント教育・リスキリングは、「社会全体の知の厚みを増す」ものであり、受講者側にある「受講時間の確保の困難さ」や「費用負担」について、政府、自治体、企業等と連携した経済的、心理的障壁の減少を図る取組が必須である。

2. 研究力の向上

国立大学は、世界最高水準の研究・教育を行うことを目的として設置され、現在でもわが国の学術研究の中核を担い、世界最先端の研究をはじめ各分野にわたって様々な研究を行っている。しかしながら近年は、Top10%補正論文数のシェアと順位共に右肩下がり状況にある。2020-2022年時点でのTop10%補正論文数はシェア1.8%、順位13位(2020-2022年平均)⁹である。国立大学は、2040年にはシェア5%、順位5位以内に向上させることを目指し、研究力向上に向けて邁進しなければならない。

わが国の研究力の向上には、世界をリードするまたは世界に伍する最先端、最高度の研究を行うと同時に、富士山のごとく幅広くかつ厚い層の裾野を備えたものでなくてはならない。そして、国の研究の中軸を担う国立大学では全体として世界最高水準の研究が行われ、またそれにふさわしい最高水準の研究成果を見込むべきものである。そのためには、多様な分野において世界最先端研究を行う大学をコアとした研究人材の育成、URAや研究技術職員等の十分な配置、高度・大規模・先端的研究も可能な施設・設備等の充実した研究インフラ、そして国内・国際に広がる分野横断的な共同研究や独創的な基礎・応用研究などの充実した研究態様が国立大学システムを貫通して整えられなければならない。それには、国による十分な基盤的研究費の保障が不可欠であるとともに、科学研究費補助金や国その他からの研究補助金やその他の競争的研究費の充実も不可欠である。

こうした取組の前提となるのは、研究者全体の層を厚くすることである。その意味で若手研究者の育成は不可欠である。一つには、学部段階で研究の面白さや楽しさを伝えまた体験させて大学院へ誘い、その後に修士・博士課程で幅広い視野と焦点を定めた博士論文の完成へのプロセスの充実、加えて国際学会参加や海外機関での研究も視野に入れる。学位取得後のポストドク期が研究者としての出発点であり、研究費も含む適切な研究環境の中での研究継続・展開、さらに海外での研究機会の提供などが確保される体制を大学が担わなければならない。この時期の国及び大学からの支援は不可欠で、それがその後の研究成果と評価にもつながる。また、その後の研究職への採用機会、研究資金や研究環境の裏付け等の確保も必須である。国立大学がかかる条件を若手研究者に満たし、安定したキャリアパスを提示することができてこそ、わが国の研究水準は確実に向上する。

次に、研究者の流動性の拡大である。これは、人と知の循環を意味し、多様なバックグラウンドを持つ研究人材が研究や実務の場をリアルにまたバーチャルに往来し交流することは、研究に深みと新味を与え、研究の発展と飛躍をもたらすものとなる。国内・海外を問わず研究者の自由な移動や、海外の研究者等の招聘等のほか、移動を容易にするための人事制度や居住・滞在上の便宜などの条件や体制の整備も不可欠である。優秀な研究者は国立大学全体で受け入れるとの意識が不可欠であり、囲い込み等の制限的な慣行は打破する。この点

⁹ 文部科学省科学技術・学術政策研究所 科学技術指標 2024、調査資料-341

で、一人ひとりの「知」の有効活用の観点から、クロスアポイントメント制度や所属機関間の往来を、大学間だけではなく、大学と企業、政府機関・自治体の間などで導入することも推進する。特に産業界との連携は、純粋の研究を旨とする国立大学の研究を社会実装・実用化に導き、研究自体の拡大と高度化にもつながる。これにより、国立大学への社会実務部門の高度知的資源の活用・包含を図り、わが国の研究力を向上させる。同時に、これによって企業側にも基礎的・長期的研究の重要性を認識させ、共同研究に反映する。

研究及び研究者の国際性もまた重要な要素である。国際共同研究の推進、外国人研究者の受入れ拡大、日本人研究者（特に博士課程在籍者を含む若手研究者）の積極的な在外研究、研究者と研究機関の国際人材交流、オープンサイエンス化による研究成果の世界発信等、様々な方策を進めることとなる。その際には、国際頭脳循環や産学連携の国際展開等もまた必要となる。

また、これらすべてに影響を及ぼすのは、施設設備、労働環境、支援体制等の研究インフラであり、それらは研究自体を左右する。ネイチャー誌の論説 (Editorial) でも、「研究者には、もっと考える時間が必要」¹⁰と述べられている。国立大学においては、大学教員・研究者が、教育や学内業務、外部資金の獲得・執行・報告等に時間を割かれ、加えて働き方改革によって研究時間への十分な割り振りも難しくなった。特に医学分野では、診療行為に多くの時間が必要で、研究時間が極めて少なくならざるを得ない状況がある。この問題は、短期的には DX や業務自体のシェア、個人からチームでの働き方への変更等、様々な工夫を駆使することで研究時間の捻出が可能となるだろう。それに加えて今後 2040 年までの間に行うべきは、研究の質の向上と効率化である。そのために、研究者の管理業務や事務作業の削減、URA や研究・実験の準備等の研究に付随する業務等を担当する技術職員の採用拡充・効果的配置や効率的な施設・設備整備や共用体制などの研究環境基盤の充実と高度化を通じて、研究者が研究に専念できる環境を構築しなければならない。

とりわけ医学・生命科学分野の研究力向上は、世界で日本が誇る最先端分野であり、国の発展と同時に国民の健康と福祉に大きく貢献する。この分野は、大学における基礎研究と大学病院における臨床研究、そして医療・製薬関連企業等との連携研究である。基礎研究については、未来を見通した地道な息の長い研究として、国立大学の担うべき分野であるが、同時に国や社会がかかる基礎研究を経済的に支援し、また奨励する姿勢が核となる。また、大学病院における研究は、研究室での研究を人に適用するプロセスである。これらの研究を成功につなげるためには、医師・研究者以外にも研究支援人材、施設、設備や機材等も十分に確保することが必要となる。同様な条件は、他の医療系の分野や獣医学分野でも当てはまり、各分野での人材育成は同時に研究の発展と並行して進めなければならない。

わが国の研究力の向上には、国立大学を中心に、文部科学省のみでなく、関係省庁も含む国の総合的な支援体制の下で、以上で述べたような研究振興の取組が不可欠である。

¹⁰ The International Journal of Science, Nature Vol.631 25 July 2024

3. 地方創生への国立大学の貢献

国立大学は、すべての都道府県に設置され、日本全国で普く高等教育の機会を提供することが大きな目的であり、地方国立大学はそれぞれの地方の経済発展や人材の育成に大きく貢献してきている。しかし、少子化・人口減少の状況は、日本全国均一的ではなく、地方からの人口流出と大都市圏への流入超過により、地方の人口減少率が拡大の一途をたどることが予想される。国立大学は、各地方において知の拠点としての役割を強化することにより、知的総力の向上と社会経済力の増強を目論み、地方における人材の活躍の場と機会を拡張する役割を果たす。

国立大学は多様な機能を持つ多面的な組織体であり、高度な知の集積、地域に必要な人材の養成・供給及び高度化、研究成果の地域での実用化や実装等を通じて知の拠点としての役割を担い、立地する各地域の経済産業の展開と活性化や新しい発展の方向と方策を提示して、「地方創生」に導くことが強く期待される。また教育大学・教育学部による各県の初等中等教育の教員養成や医科系大学・学部が担う地域医療の拠点の役割も欠かすことのできない存在意義である。加えて、地域のより根源的な部分への貢献、すなわち政策立案やその実施・評価、地域住民の意識や行動の把握等に対する人文・社会系領域の役割も重要である。

さらに地方国立大学のグローバル化は、留学生の受入れや学生の国際交流による「世界に繋がる窓口機能」をも果たし、その地域産業の海外展開や外国人材の導入・育成等、地域のグローバル化に中心的な役割を演じることになる。特に、留学生や海外人材を包摂する新たな地域コミュニティの形成、地域の文化や課題に対する知識や理解の醸成において、大学の教職員・学生をコア・アクターとして、大学の知的リソースを効果的に活用した地域活性化において大きな役割を担うことが求められていく。

地方国立大学の地方創生への貢献は、「どの地域にも共通に想定できる形態」があるのではなく、各地域の歴史、文化、産業、人口、さらには国立大学以外の大学や高等専門学校等の設置状況などによって、異なっている。また、地域の大学進学率や大学の収容力、地域外への流出の状況等も、各都道府県単位で大きく異なる状況にある。地方国立大学は、こうした状況を踏まえて学部構成や学部定員を見直すことも必要となる。そのうえで、産業の隆興、雇用の増加、スタートアップの創出、卒業・修了生の地域定着等の取組は各地域の状況によりその表出の仕方は様々であり、地域ごとに最適な形態を見出しつつ、その取組が十全に行われるだけの機能や人材は維持しなければならない。

そこでは2方向の連携が考えられる。一つは国立大学と地域の自治体及び産業界との連携である。特に各都道府県、市町村との密接な連携がその地域の活性化に極めて効果的な役割を果たしている例が少なくない。もう一つは、公私立大学と国立大学との連携である。地方から都市圏への人口流出は大学進学時にも発生する。設立趣旨の異なる高等教育機関が一体となって、そこで学び地域で活躍する魅力を学生に的確に伝え、学生も含めた形で地域と目の細かい協働を組み上げることで、隙間のない地方創生が実現する。

国立大学附属病院は、研究・教育と同時に、地域医療の要であり、住民の健康維持こそは地方創生の基盤でもある。しかし大学病院のみに地域医療の重責を課することは、大学病院の負担過重にもつながるが、地域の医療水準の向上にはつながらない。それゆえ、大学病院は、自治体や地域の病院と効果的かつ効率的な連携体制を築き、病院経営の効率化と地域医療水準の維持・向上を進める。

こうして、地域における国立大学の効果的な協働への取組が、地域の産業の隆盛と雇用の創出を図り、18歳人口へ将来の可能性と幅広い選択肢を提示することになり、もって人口の定着と維持につながる。

4. 「国立大学システム」の活用

これまで述べたような様々な取組は、基本的には各国立大学の自覚的かつ発展的な意識とアイデア・デザインと行動形態の発揚を前提としている。しかし同時に、国立大学は総体として一つのシステムであるとの認識とそれに基づくある種の集団的取組や活動が、個別の特性を生かした活動を包含し、総体でなければ発揮できないような成果や効果を生み、また発展させる。「国立大学システム」は、国立大学が置かれた現在の極めて困難な限界的状況から、すべての国立大学が総体として、わが国の発展と豊かな未来のために立ち上がる強い決意と責任感から生まれてきた意識である。以下に述べるのは、現在試みられ、または検討の対象となるいわば過渡的な取組の例であり、継続に値し、発展が期待される。しかし、2040年の将来に向けては、これらの継続・発展はもとより、さらに効果的で意義のある「システム」としての発想や試み、取組が全国立大学あげて考案、実現されなければならない。

【教育分野】

少子化と人口減少に対して「知の総和」を向上させるには、人材の能力増大が必須条件である。これには、一方で学士課程における教育の質の向上と、他方で修士・博士課程における教育・研究指導の高度化が不可欠であり、そのため国立大学は、多様な連携によりまたシステム全体として、教育リソースの充実と質の向上そして高度化を進める。

- ・教員養成、医師養成等の機能ごとに連携し、モデルコアカリキュラムを共有しているが、さらに授業の共同開発や共同実施、カリキュラムの一部共通化等を進める。
- ・単位互換制度や大学等連携推進法人制度等における連携開設科目等の活用により、各地域で必要な人材養成のコンテンツや必要な人材の共有を図り、効率的・効果的な教育の実践を実現する。
- ・国立大学間、あるいは地域の大学間で共通教育や分野の基礎となる授業科目の共通化を図り、相互に提供し、さらに単位互換や連携開設科目等の活用を進めて、教育リソースの効率的な活用及び地域単位での教育の質の保証等の効果を上げる。
- ・留学生の受入れに関して、海外でのわが国及び国立大学の周知、留学生の募集（リクルーティング）、入学前・入学後の日本語・日本文化教育等の課題がある。これを解決する方法

として、海外拠点を持つ大学がその国の「日本の国立大学への留学を希望する者」を募り、希望する分野等によって適切な進学先に振り分けることや、来日後の日本語教育に当たって教育関係共同利用拠点の留学生支援施設等を活用した教育コンテンツやプログラムの共通化を図る等の方策が考えられる。こうした形で国立大学が協力して留学生受入れに取り組むことで、受入れを大幅に拡大し、国立大学全体として留学生比率3割の実現を目指すことができる。

【研究分野】

- ・国際卓越研究大学のような世界と伍する研究大学がクラスターの核となり研究大学群を形成し、世界のリーディング研究大学・機関との連携や国際共同研究、研究成果やリソースの共有、様々な研究大学群を結ぶネットワークの構築、全国的・世界的なプラットフォームの形成と世界展開が見込まれる。これにより、わが国全体の研究力の飛躍的向上につながる。さらに参加大学がその成果等を地域に還元していくことで地域への貢献やさらに全国的波及も見込む。
- ・一人ひとりの研究者・教員の「知」の有効活用と普及を目指して、大学間、大学と企業間、大学と自治体間などでクロスアポイントメント等による人材流動性を高め、新しい人材活用制度を設計する。リモートワークなどの新たな就業形態、年俸制や柔軟な雇用・労働条件等、大学内外の優秀な人材を往来させ活用を加速する制度を組み上げる。
- ・内外の大学・研究機関間での研究者の移動や、若手研究者の積極的な海外渡航、海外の研究者等の招聘等の地域を超えた人の流動性を高め、それにより研究レベルの高度化を図る。このような人の流動性向上措置は、同時にわが国の多様性の拡大につながる。

【社会貢献】

- ・地方においては、国立大学は一方で都府県単位内での企業や自治体との連携と同時に、県境を超えた広域での課題解決のために複数の国立大学や公私立大学の連携、さらに産業や地域特性等を踏まえた一定のエリアで人と知を共有し、大学群で地域や社会を支える取組を行う。こうした取組は広域圏内のコンソーシアムや地域連携プラットフォームの形態をとり当該広域全体の振興につなげる動きである。
- ・レジリエンスの観点から、近年の大規模地震や豪雨などの災害に対応するため、地方国立大学は従来から地域の防災・減災に関する研究・教育・啓発活動や医学部・附属病院による災害対応医療等の取組を行ってきているが、同時に他地域へも災害救援支援等の目的で活動を広げる場合がある。それにより、わが国全体を俯瞰した時に機能する「ネットワーク型レジリエンスシステム」を構築する。国立大学は、このネットワークの結節点として機能し、各地域の「レジリエンスインフラ」としての役割と共に、国立大学同士の連携・協力によって、わが国全体での災害対応能力の確保・展開ができる。

「国立大学システム」は様々な課題への対応を有効に進める手立てとなりうる。多様な連携を行いながら、今後も各県一大学以上を堅持しつつ、シナジー効果により知の総和を増大させる「国立大学システム」は、わが国の将来を考えるうえで様々な課題への対応を図る方策として、きわめて有効である。

さらに、こうした国立大学間連携や国公立大学間連携が進展した先には、大学等連携推進法人や一法人複数大学等による経営統合や国立大学の再編につながる可能性もある。すでに一法人複数大学では、その構成大学間で目的や課題の共通化や効果的解決が容易となり、効率的で効果的なマネジメントを強力に進めている。一方、大学等連携推進法人については、新しい法人の設置のハードルや連携開設科目の開設という機能的障壁を乗り越え、大学のリソースを結集し、より高度で強力なレベルの連携を構築するため、必要な法令の改正やガバナンス・マネジメント権限の付与が必要である。これにより「システム」の意義が明確となり、国立大学が群として全体の能力を拡大し、教育・研究・社会貢献のそれぞれにおいて、効果的な貢献ができる。このシステムを応用すれば、留学生の受入れや日本語教育等の共通課題について効果的な対応が可能であるが、そのためには、教育関係共同利用拠点制度を進化させるなどの政策的配慮も重要である。

国立大学は、これから大規模研究大学や地域に密着して発展に貢献する大学など、様々な進化していく。この多様化の中で、国立大学は、それぞれが個性を発揮しつつ、同時に全体が一つの柔軟な「システム」として活動することによって、わが国社会の変革と豊かな未来の創造・発展、さらには平和で安寧な国際社会の構築に向けて、意義深い貢献を目指している。しかしそれは、国の確実で実効的な支援によって裏打ちされなければ不完全なものとなる。また地方自治体や産業界はもちろん、文化の担い手たる国民一人ひとり等、様々なステークホルダーが、国立大学に対する信頼と期待を寄せるとともに、国立大学全体の進む道に対して理解と支援が不可欠となる。

おわりに

この将来像では、少子化と人口減少の進行するわが国において、国立大学が各個に、また相互連携を図り、国立大学総体として望ましい将来社会の実現を牽引する覚悟と挑戦について述べた。

国立大学が教育・研究等を通じてこのような役割を果たしていくためには、その費用は誰が負担すべきなのかという論点が生じる。それを学生/保護者や社会、政府等がそれぞれの程度負担するか、修学支援等の施策や公財政の特徴等も踏まえたうえで、高等教育が社会を支え、また社会が高等教育を支えて相互に発展していくためにはどのような形が望ましいのか、検討を進めていく必要がある。

その際、国立大学の活動に対する適切な対価が支払われているかという観点でも検討を望むものである。公益性の高い活動は国立大学の本務であるが、地域や社会の求めに応じ大学病院の機能を高度化し、その運営に不足する経費を教育研究の予算から補填せざるを得ないということは健全ではない。同様に、学生に対する支援が充実しても、それは家計負担への補助であり、国立大学の収入が増加する話ではない。国立大学の機能強化のためには、国立大学に配分される教育研究経費の充実が必要なのである。

国には、そもそも教育を含む国立大学の活動は、だれが受益者であり、だれが費用を負担するのか、という基本的認識を明らかにし、そのうえで、わが国における寄附文化の未成熟な状況、各地域において大学が果たす役割等を踏まえつつ、運営費交付金の在り方も含め、どのような考え方で、どこまで国が責任を持ち、どれだけの負担を学生や保護者、社会に求めるのか、真摯に検討されることを望む。

国立大学は、いまや単に研究・教育のみではなく、産業、経済、福祉、文化等の様々な分野で社会貢献に力を発揮している。このことに鑑み、文部科学省はもとより、国立大学の活動に関連する各省庁や地方自治体と多様なエンゲージメントを持ち、連携を拡大・強化し、わが国全体の発展に尽くす意思を表明するものである。

この将来像で記載した内容、及び現在の国立大学が置かれている財政的な状況も踏まえつつ、わが国の将来のためにも、国立大学は、これまで以上に社会全体からの十分な理解と信頼を得るように努めていく。そのうえで、国立大学が社会の変革を牽引し、輝ける将来を実現するため、国や社会の側にも将来を見据えた政策の立案や各種の検討を進め、そして国立大学への支援をさらに強めていただくことを期待したい。

(補論) 国立大学の役割と機能

本将来像を取りまとめるにあたり、現在国立大学が果している役割と機能についても議論を行った。これらの議論は本文の背景に存在する考え方であることから、その主な内容について以下、「補論」としてまとめる。

国立大学協会では、2021年の提言「第4期中期目標期間へ向けた国立大学法人の在り方について－強靱でインクルーシブな社会実現に貢献するための18の提言－」において、国立大学の使命として次の6点を整理した。

- ① 世界最高水準の研究・教育の実施
- ② 重要な学問分野の継承・発展
- ③ 知の循環と社会への還流
- ④ 全国的な高等教育の機会均等の確保
- ⑤ 新たな価値を創造し、社会基盤の構築を先導する人材を育成・輩出
- ⑥ 地方創生の中核として地域・産業界と連携し多様な社会課題に対応

これは、国立大学法人法第一条の目的に基づき国立大学の使命を定めたものである。これに加え、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学全体の目的、教育、研究、及び社会貢献の3つの基本機能がある。以下、その基本機能に基づき、国立大学が果している役割と機能について整理する。

(1) 教育による人材育成

国立大学は、高等教育を通じてわが国社会の発展、ひいては国際社会に貢献する人材を育成する。戦後に新制大学として設置された国立大学は、その所在地方における高等教育の機会の提供とそれを通じたわが国の戦後復興と国力の発展を中心的目的としていたが、平成以降の大学教育改革を通じ、社会の期待とニーズに応える人材の養成に取り組むこともまた基本機能とみなされるようになった。一方で社会の側からの人材養成ニーズも多様かつ高度化しており、国立大学は、その時々またその地域に対応した人材の育成のためのプログラムや制度を構築することも同時に求められている。

2040年の社会を想定すると、国立大学における教育は、初等中等教育から高等教育を通じたより効果的な高等教育体制の構築、新しい能力開発を志向する学士課程教育、博士人材の育成と社会における活躍を目指す大学院教育、そして社会に開かれたリカレント・リスキリング教育の4つの点での展開を目指していくこととなる。

① 連続的な教育体系の構築とその全国展開

国立大学は、戦後に新制大学として各都道府県に少なくとも一つ設置され、わが国の戦後復興と発展に向けての人材育成と地方の発展を促進することを目的として、高度な教育の

場を提供することを基本的な機能としてきた。特に、初等中等教育の教員を育成するために、各都道府県に教育大学または教育学部が開設され、全国の小、中、高等学校において質の高い初等中等教育を行うことを可能とし、一方で高等教育機関たる大学から初等中等教育への知の伝達と、他方で初等中等教育からの高等教育を見通した知識と考察能力の習得が行われる。現在の教員養成は課程認定による開放制となっており、国公私大学においてそれぞれ教員養成が行われるようになってきているが、このような大学による教員養成機能を組み込んだ連続的人材育成体制こそ、わが国が全国に展開し発展させてきた教育体制であり、将来にわたってもその基本的な構造の維持と機能の向上を図っていくことが不可欠であると言える。

また、教育の内容は、学術の発展と進歩に伴い進化する。例えばプログラミング教育、情報科目の必修化、探究型学習の導入と展開等の新しい内容は、高等教育機関である大学においてより深く進んだ内容の知識と応用力の修得プログラムが提供される。そのため、上記のような全国で教育機会の均等を図るといふ哲学と、それを具現化した大枠の構造は継承しつつ、個々の制度や仕組みは学問研究の進展とその成果に応じて柔軟に改善を図るべきである。

国立大学は、上記のようなわが国の教育制度全体を俯瞰しつつも、初等中等教育における非日本語話者への対応や教員の働き方という課題に率先して対応すべきであり、また、新たな教育内容への対応、教育手法の導入、研究力を身に付けた教員の輩出等の教員の資質向上等の新たな方策を検討し、わが国全体の教育の質の確保と向上に努め、わが国の教育全体を力強く支える役割を担う。それに加え、人材不足や維持・運営コストの増加に対応しつつ、教員養成課程を持つ大学同士で連携しリソースを相互に補完する、コンテンツの共有を図る等の連携のさらなる推進を積極的に行い、教職大学院を通じた教員の資質・能力の一層の向上を図るなど、わが国の教育システムの維持・発展を先導する役割が求められる。

② 学士課程教育の再構成：文理融合、STEAM 教育、分野横断的教育

学部段階の教育内容の面では、時代の変化に対応した教育パラダイムの転換、すなわち、学修者本位の教育の実施が求められるようになって久しい。これは知識重視型教育から能力（コンピテンシー）重視型の教育への転換であると言われるが、決してコンピテンシーだけを身に付ければ良い、というものではなく、個々人の将来が予測困難となり、また知識へのアクセスの容易化、知識の陳腐化速度の増加等を踏まえ、過度な知識偏重から脱却することの必要性を説いていることに留意が必要である。

学部段階の教育は、従来の確立した各学問分野(discipline)の基礎を学修して、卒業後社会で活躍するための理解力と論理力、思考力を養うことが基本である。と同時に、日進月歩の学問研究は、既存の学問体系を横断的に貫く思考方法や分析手段、論理展開を創造することがしばしばであるから、学部段階においても、既存の学問体系を縦軸とし、そのうえで、横断的・混合的な思考や分析、価値を横軸とする教育が構想され実施されなければならない。

文理融合型や文理横断型のプログラムや科目の履修、また誰もが現代社会の基盤をなす最先端の科学技術の現段階を把握し、同時に理系人材も人文・社会・芸術系分野を学修して社会における科学技術の位置づけと役割を理解する STEAM 教育、さらに様々な分野を横断する内容の教育などはこれからの時代に不可欠である。

高等学校までの教育もアクティブ・ラーニングや探究型授業の導入によりその性質が変化の中で、学士課程教育も、時代に即した変化に対応するとともに、高度人材需要の高まりを見据え、論理的思考や課題発見等の大学院段階で一層重要となるアカデミック・スキルを身に付ける場となるように変容する必要がある。国立大学は、学士課程教育を見直し新たなスタンダードを形成していく役割を担うこととなる。

③ 大学院教育の充実

わが国の将来は、質の高い学士課程教育を基盤として、大学院教育により、従来のような研究者養成のみならず、社会のあらゆる分野で活躍する高度専門人材を輩出することにかかっている。これは同時に少子化による人口減少に対応した「知」の質の向上でもあるが、わが国は旧来より指摘されているとおり、人口に占める修士・博士の学位取得者の割合が低く、その観点からも、わが国全体で大学院教育の抜本的な強化を図る必要がある。

その中でもわが国の博士号取得者のおよそ7割を輩出している国立大学は、大学院における修士及び博士人材の量と質の増加・向上及び活躍の場の多様化により、人口減少により減少が危惧される「知の総量」を大きく拡大する主力としての役割を担うこととなる。

人材育成の高度化の観点からは、「修士進学が一般的ではない分野における修士進学者の増」、及び、「修士進学が一般化している分野での博士進学の増」という分野ごとのアプローチと、加えて「研究人材としてアカデミアに進む者」と「高度人材として社会に出て活躍する者」、あるいは「どちらの道にも進む可能性を持つ者」という育成目的の違いを考慮する必要が生じる。

これは大学内部においても分野ごとに状況が異なり対応は困難を極めるが、これまでの国立大学の博士課程はほぼ研究者養成であることを踏まえれば、「博士課程において、高度人材として社会に出て活躍する者を輩出する」という目的を掲げ、そのためにそれぞれの大学、研究科、専攻、あるいは分野において、まず何から取り組むべきかを段階的に考えることが妥当である。

また、研究力の低下が課題とされる現状では、博士課程における研究者養成の充実、高度化を図る必要がある。異なる大学院の院生同士の交流や、博士課程進学時に視野を広げ知見を高める観点から自大学以外への進学を勧奨することなども、研究力強化の観点から検討する必要がある。

④ リカレント・リスキリング教育

人生 100 年時代を迎えると言われる中で、人々は職業人生の中で新たな知識や能力を獲

得してより高度な職責を果たし、また新たな領域への転換や挑戦により自らの「知」の多様化によって広範な可能性を手に入れる。社会もまたこれによって生産性の向上と労働の在り方を革新していく可能性を手に入れる。

大学では、社会全体の労働力の再生産・再構成に資するリカレント・リスキリング教育においても、その高度な専門性や学術の知見を活用することが期待される。このためには、労働・生産の場である社会と知の宝庫であり教育現場である大学等との往還がより活発にならなければならない。大学には、こうしたリカレント・リスキリング教育を推進し、大学と社会の知が循環することによって社会全体の知の高度化を図り、もって社会構造の革新を推し進めていく役割を果たす必要がある。

(2) 研究力強化による課題解決と社会の発展、産業の振興、経済成長

研究は、「知」の基盤であり、社会の進歩・変革の源である。わが国の社会経済の発展の基盤を支え、産業競争力の源泉となってきた科学技術の基盤は、国立大学を中心として展開されてきた研究活動である。わが国が将来にわたり国際的な競争力を維持し向上させていくため、国立大学は、将来にわたりその研究機能を通じて複雑化する社会課題の解決や社会の一層の発展等に対する原動力となり、国立大学全体の研究力の強化を図ることでわが国全体の研究力を向上させなければならない。

① 国立大学全体と個々の国立大学の研究力強化

わが国の知の中軸である国立大学の研究力は、あらゆる分野の研究が基礎研究から応用研究まで広い裾野を形成し、その上に世界最先端・最高度の研究の頂がそびえることが理想である。世界をリードする研究、あるいは最高度の研究の成果を生み出すためには、そこにたどり着くまでの膨大な実験や試み、失敗を積み重ね、その試行錯誤の蓄積がある時セレンディピティにより世界の頂点に押し上げられる。その頂上に至るまでに積み上げられる大小様々な研究はいずれもが世界を目指す研究であるべきである。そうした頂上を目指す研究者集団が国立大学を構成するのであり、それが国立大学全体の、ひいてはわが国全体の研究力を示すことになる。そのためには、いずれの分野、いずれの場であっても、世界水準の学術研究となることを目指し、研究者が意欲とプライドを持って研究に従事できるよう努める必要がある。

国立大学全体の研究力の強化のためには、個々の国立大学が高度な研究能力を擁して、それぞれの特性や強みを生かす分野において世界を目指す研究を推進しつつ、他の国立大学等と連携・協働して他の大学が特性や強みを持つ分野の研究をサポートする体制をとる、効果的な役割分担による連携協働体制の構築が不可欠である。

大規模な卓越した研究力を持つ大学には世界最高水準の研究機関としてその研究レベルをわが国全体に浸潤させる役割、すなわち、常に最先端の研究を推し進めわが国全体の研究をリードし、優秀な研究人材を育成して研究者層の高度化と重層化を図る責務がある。また

地方を中心とした国立大学は、一方で最高水準の研究大学と連携して特色ある研究の推進と基盤的研究力を確保すると同時に、地域創生事業や高大接続により様々な研究分野の魅力を地域や後に続く世代に伝える必要がある。

もう一つ重要なことは、基礎研究と応用研究、それに社会実装をつなぐことである。そのためには、それぞれの国立大学において適切な基礎研究環境を整備し、次世代の研究者育成に取り組むとともに、国立大学全体として大規模な基礎研究拠点の構築も志向し、現代の科学技術の特徴ともいえる様々な分野や研究の混合や組合せが生じるよう、多くの分野の研究者が同じ拠点に集まる状況を意図的に構築し、応用研究へとつなげていくことが必要である。

社会実装については、上記の基礎研究と応用研究が有機的に結合する大学という場において企業等との共同研究や産学連携を進め、即時に社会的価値を生み出す研究成果の活用や、大学とは異なる企業の発想や視点により研究に新しい広がりを与える可能性を追求していく役割もまた必要となる。

ここまで述べたように国立大学全体の研究力強化のためには、大規模研究大学と地方大学の研究基盤の維持・発展と、基礎研究・応用研究・社会実装が関連し効果を発揮する体制の構築を進めていくことが必要である。そのために各国立大学は、その特性と強みに合わせて当該分野の優秀な研究者の確保と研究条件をレベルアップし、他大学・研究機関や企業との連携、そして研究者の集積を進めることとなるが、それが全国に波及し、国立大学総体としての研究力や研究者の育成力を強化することになるためには、研究者が自由に移動できる流動性、すなわち mobility の確保が必要となる。

このように国立大学には、全体と個々の研究水準の向上に取り組み、そのうえで、産業界との連携や地域における自治体との連携・協働を通じ、大学の研究力を、地方創生の取組や産業振興といった、社会そのものを支える活動に連結させるような役割が求められることとなる。ただし、すべての国立大学が、あらゆる分野で同じように研究を行うという従来の方式では、むしろ知の分散が起き、国立大学全体のスケールメリットが生かせなくなることは留意が必要であり、この点で国立大学全体の中で適切な役割分担が行われることがまた必要となる。

② 最先端の研究の基盤確立と研究支援

新たな産業の創出や、国際競争の激しい業界において最先端の研究を進めその成果を産業に反映させていくためには、大学における学術研究の推進だけではなく、研究成果の社会実装や消費者のニーズに合わせた産業投資等も必要となる。国家レベルの戦略に基づき、「ヒト・モノ・カネ」を集中的に投下する体制を構築して、国がリードする形で学術研究と産業が一体となった産業振興・地域振興が成果を上げることは明らかである。そこでは国立大学は、学術側の中心的存在として参加し、研究戦略の構築、研究の推進、人材の供給等、主導的な役割を担うことになる。

最先端研究は注目を浴びるがゆえに、資金や人材、研究条件が集中しやすい。しかし、こうした産学官金民が一体となって進める大規模なプロジェクトを強力に推進し、また一過性のものに終わらせないためには、国立大学は知の中軸として、基盤的・裾野的研究ネットワークの構築、次世代の研究を支える研究人材の育成、関連する基礎研究や萌芽的研究の支援、最先端研究のさらなる発展・展開のために必要な他分野人材の投入や研究者同士の交流、実地またはバーチャルな研究拠点の形成等、知の中軸である国立大学なればこそ可能な取組を推進し、研究力の集積・集中を進める役割を担う。国立大学はこうした取組を通じて国立大学全体の研究力の集中、集積を進めるとともに、その効果がわが国全体の研究力の向上に波及することとなる。

(3) 社会貢献

① 人材育成と学問研究の拠点としての貢献

国立大学は、国民の要請にこたえて、高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るために設置されており、知識基盤としての役割を担い、優れた人材の育成、先端研究の推進、地域への貢献等を通じてわが国全体の成長発展に寄与することを責務としている。すなわち国立大学は、国民全体の共有財産としてわが国の発展のために貢献し続ける責務を負うものである。すなわち、国立大学はその存在自体が社会的任務を帯びており、したがって、教育・研究に加えて社会貢献は主要な役割の一つである。

これまで国立大学は、全体として教育研究を通じて国家に貢献してきたが、中でも専門人材養成、特に医師等養成と教員養成は、国の政策等と結びついて進展してきた領域である。専門人材の養成と当該学問分野の学術研究の推進の双方を、国が附属病院や附属学校を整備し、国立大学が人材養成を担うことでわが国そのものの根幹を支えてきた。

法人化以降もこうした専門人材養成機能は、依然として国立大学が担う重要なミッションとして存在している。少子高齢化や地方の衰退という社会構造の変化等により、医療や教育全体で生じるようになってきた新たな課題は政府や都道府県が中心になって対策等が進められているが、これらの分野において国立大学は政策等に連動し実際の取組を行うのみならず、引き続き、必要な人材を求められる水準で養成していく役割を担うこととなる。国立大学全体に求められる学術研究の推進に加え、医学分野では、附属病院の機能が地域医療の基盤として組み込まれ、また教育分野では附属学校における初等中等教育の実践が地域の教育インフラとして機能し、地域住民の生活そのものを直接支える役割も担い、大学本体の機能とは異なる形での地域貢献ともなっている。

加えて直近では、医学分野では、大学及び大学病院において、医師、教員、研究者の3つの役割を一人で担う医学部所属の教員が労働時間を大幅に超過して多大な業務を担うのではなく、医師や教員、医療スタッフ等を増員しようとする働き方改革が推進されており、超過勤務の抑制や増員分の人件費の確保等の課題が生じている。一方で大学病院には高度な医療の提供やそれに伴う大規模な設備等投資が求められており、これに薬価の高騰や施設

設備整備費の不足が加わり、一層の経営圧迫が引き起こされる状況が続いている。

また、初等中等教育分野においても、同様の働き方改革による附属学校自体の人件費等の増加が経営を圧迫する中で、プログラミング教育等の新たな手法の導入や、非日本語話者への教育等の時代の変化に対応した、質の高い教員を送り出すための教育改革が進められている。また、それを取り巻く状況として小中学校における教員不足等の課題も生じており、教員養成大学・学部を含めた初等中等教育関係者で、サステナブルな初等中等教育の仕組みを構想していく必要もあろう。

こういった特殊な状況を踏まえ、特に医療、教育分野においては、国等の決定に従うというだけではなく、課題検討等の政策の形成過程から、大学特有の課題等の意思決定への反映等を企図した行動が求められるとともに、高等教育行政や大学本体に対しても医療や教育の課題を共有し、理解を求める必要が生じてくる。

② 所在地域に対する国立大学の役割

国立大学の地域貢献は、これまでも様々な形があった。一県一国立大学の原則による高等教育の普及はもとより、無医大県解消、師範学校を継承した各県における教員養成、地域産業の振興のためのシンクタンクの機能等の役割を果たし、結果、国立大学は各地域において高度な知の集積、地域に必要な人材の養成・供給及び高度化、研究開発を通じた地域産業の創生や発展を促す地域の枢要な社会インフラとして機能してきた。国立大学は各都道府県に置かれ、各地方に対する貢献が当初から期待されていた。特に法人化後はこの点の認識が深まり、各地方で国立大学が核になって地方創生が広がっている。各国立大学は特に地域の自治体や企業等との関係強化に積極的に乗り出してきており、これは今後さらに拡大され、様々な形の地方創生が実現することになる。産業界との関係でも、共同・委託研究等の従来からの形態を超えて、リカレント・リスキリング教育を通じたわが国の労働市場の再編成や大学人と実務家の流動性の活発化により、教育・研究内容の高度化や実践的内容の充実の途が開かれ始めている。さらに街と人々のために大学と社会の垣根を取り払う革新的な方策が現れ始め、大学が街や人々を受け入れるのではなく、大学が街に出ていくことが、地域のひいてはわが国の新たな発展段階を生み出そうとしている。

これから求められるのは、より広範で積極的な地方への貢献、地方創生施策への大学の機能のより直接的な活用等の、さらなる地方創生への貢献である。それにはいくつかの方向が考えられる。

第1は、人文社会科学・芸術系も含めた自治体や産業界、一般市民団体等との連携や協働活動である。例えば、政策立案やその実施・評価、地域住民の意識や行動の把握等の将来の地域のあるべき姿につながる貢献がありえる。

第2は、地方とグローバル化の連関がある。今後国立大学は、より多くの留学生を受け入れ、さらには多数の海外人材が地方に在住する時代となり、彼らの地域コミュニティへの包摂 (inclusion) や新しいコミュニティの形成が生じる。ここにおいて国立大学は、地域から

見ればグローバル化の窓口的役割を担い、また、地域に親しみを持つ高度人材の供給元となるといった、グローバル化時代の新たな役割を果たすことになる。そうした地方と大学の共生的グローバル化は地域産業のグローバル化にも産業やビジネスのグローバル展開の可能性を高める。またグローバル企業のその地方への進出をも誘発するとともに、地域を多様性社会へ変容させる一助ともなる。このように大学は地域・地方のグローバル化や、多様性社会の実現を推進する役割をも担うこととなる。

第3に地方の文化に根差した地域活性化につながる。それぞれの地方にはそれぞれの文化がありまた伝統がある。こうした文化的要素は、大学の持つ知的リソース、すなわち人(教職員と学生)、研究成果、地方人材のための教育、そして開かれたキャンパスを通じて、地域文化の継承や地域コミュニティの維持、活性化に効果的な役割を果たすことになる。地方の大学で学ぶ者が、地域の伝統や文化を理解し、地域に愛着と誇りを持ち、街のにぎわいを生み出すような活動に参画するなどの、ひとづくり、まちづくりの観点からの地方創生への貢献も期待できる。大学は知の拠点であると同時に、文化の拠点でもある。文化のない国家や地方は持続しない。その意味でも地方国立大学は地方の文化、そして日本の文化の担い手でもなければならない。

(参 考)

わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像に関する ワーキンググループの設置について

令和5年10月13日
理 事 会 了 承

1. 趣旨

これまで国立大学協会では平成30年1月、「高等教育における国立大学の将来像（最終まとめ）」を公表し、現在の国立大学が持つ機能を最大限に発揮できる環境を整備しつつ、将来の状況に対応できる準備を確実に進める必要があるとして、第3期から第5期にかけての中期目標期間について展望した。その後、令和3年6月には、第4期中期目標・中期計画期間に向けての決意を示した「第4期中期目標期間へ向けた国立大学法人の在り方について―強靱でインクルーシブな社会実現に貢献するための18の提言―」を策定・公表し各国立大学が積極的に取り組んでいるところである。

しかしその後、日本、そして世界において、当時想像しえなかった状況の変化が起こっている。コロナ禍やウクライナ情勢をはじめとする世界規模での地政学的リスクが増大し、大規模災害が頻発している。これら地政学的緊張、災害そしてパンデミックは、社会の大変革を起こしうる3要素と言われ、それがまさに同時多発的に発生している未曾有の時代である。このような時代の転換点を迎え、世界的な様々な課題への抜本的な解決策を各国が模索しているなか、日本が主導権を握る場面は少なく、世界における存在感を急速に失いつつある。

また、国内においては経済成長の停滞、想定を上回るスピードで進む少子高齢化と社会保障の持続可能性確保、地域間格差の解消、持続可能なエネルギーへの転換など、我が国の将来に大きく影響する課題が山積している。

加えて、現在の国立大学は、戦後、教育の機会均等を図るため新制国立大学が設置されたことに遡るが、右肩上がりの未来を描いた時代は過ぎ去り、今や日本の将来を危惧する状況に直面している。

こうした状況を打開し、日本の国力を底上げし、地球規模の課題解決に貢献する基盤となるのは、日本を支え世界をけん引する高度人材であり、その人材育成の中核を担っているのは国立大学に他ならない。国立大学には自らこれからの果たすべき役割・在り方を示すことが必要となっている。新たな社会状況の変化を受けて、これからの国立大学の在り方について、変えるものは何か、変えてはならないものは何か、不易流行の原理をもとに改めて問い直す時期を迎えている。さらに、国立大学の経営に大きな影響を及ぼす様々な急激な社会状況の変化を踏まえて、これからの国立大学に求められる役割等を改めて確認し、国からの支援の在り方を含め、基礎的な考え方を整理する必要がある。これらのことから、第5期以降、中期目標期間を超えて中・長期的な施策を検討するため、理事会の

下に「わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像に関するワーキンググループ」（以下「WG」という。）を置く。

2. 役割

- ① 「高等教育における国立大学の将来像」で示した方策の達成状況を検証するとともに、ポストコロナ社会における高等教育及び国立大学の在り方に関する基礎的な考え方を整理すること。
- ② 国立大学関係予算の充実に向け、政府等に働きかけるための具体的な施策を検討すること。
- ③ 上記①～②に関して、検討結果等を取りまとめ、理事会に報告すること。

3. 構成

WGは、次の各号に掲げる委員で構成する。

- ① 副会長
- ② 会長の指名する会員代表者 若干名
- ③ 専務理事及び常務理事
- ④ 本WGには、座長の指名により、本WGの役割に関し専門的な知識・経験を有する専門委員を置くことができる。

4. 運営等

- ① WGに座長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- ② WGの会議は、座長が招集し、議長となる。
- ③ WGでの検討に際し、必要に応じて、学識経験者等の意見を聴くことができるものとする。
- ④ 会議の具体的運営等については、WGが定めるものとする。

5. 設置期間

このWGは、令和5年10月13日に設置し、令和9年6月の通常総会終結のときまで存続するものとする。

6. 会議出席謝金

専門委員及び学識経験者等には、会議出席謝金を支払う。

7. その他

- ① 検討結果については必要の都度理事会に報告し、理事会が適切に処理する。
- ② WGの庶務は、本協会事務局が担当する。

わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像に関する
ワーキンググループ 委員名簿

座長	梅原 出	横浜国立大学長
副座長	仁科 弘重	愛媛大学長
委員	寶金 清博	北海道大学長
//	藤澤 正人	神戸大学長
//	湊 長博	京都大学長（令和6年10月以降）
//	佐々木 泰子	お茶の水女子大学長
//	穴沢 眞	小樽商科大学長
//	玉手 英利	山形大学長
//	和田 隆志	金沢大学長
//	吉田 和弘	岐阜大学長
//	岡本 幾子	大阪教育大学長
//	塩崎 一裕	奈良先端科学技術大学院大学長
//	中島 廣光	鳥取大学長
//	小川 久雄	熊本大学長
//	位田 隆一	国立大学協会専務理事
//	村田 善則	国立大学協会常務理事
//	大野 英男	東北大学長（令和6年3月まで）
//	益 一哉	東京工業大学長（令和6年9月まで）
オブザーバー	永田 恭介	筑波大学長

わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像に関する
ワーキンググループ 検討期間・開催回数

令和5年11月 ～ 令和7年2月 計17回開催



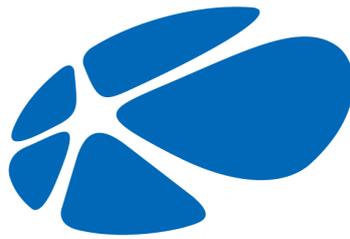
一般社団法人 **国立大学協会**

The Japan Association of National Universities

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2丁目1番2号(学術総合センター4F)

TEL 03 (4212) 3506

URL <https://www.janu.jp/>



国立大学協会

The Japan Association of National Universities